

9月15日（火）

令和 2 年 9 月 15 日 (火 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (38名)	
1 番	有 岡 浩 一 (郷中の会)
2 番	坂 本 康 郎 (公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	岩 切 達 哉 (県民連合宮崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮崎県議会自由民主党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	脇 谷 のりこ (同)
9 番	佐 藤 雅 洋 (同)
10 番	安 田 厚 生 (同)
11 番	内 田 理 佐 (同)
12 番	日 高 利 夫 (同)
13 番	丸 山 裕 次 郎 (同)
14 番	冏 師 博 規 (無所属の会 チームひびか)
15 番	重 松 幸 次 郎 (公明党宮崎県議団)
16 番	前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	高 橋 透 (県民連合宮崎)
19 番	中 野 一 則 (宮崎県議会自由民主党)
20 番	横 田 照 夫 (同)
21 番	外 山 衛 (同)
22 番	西 村 賢 (同)
23 番	山 下 博 三 (同)
24 番	右 松 隆 央 (同)
25 番	野 崎 幸 士 (同)
26 番	日 高 陽 一 (同)
27 番	井 上 紀 代 子 (県民の声)
28 番	河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
29 番	田 口 雄 二 (県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一 (同)
31 番	太 田 清 海 (同)
32 番	坂 口 博 美 (宮崎県議会自由民主党)
33 番	日 高 博 之 (同)
34 番	濱 砂 守 (同)
35 番	二 見 康 之 (同)
36 番	星 原 透 (同)
37 番	蓬 原 正 三 (同)
38 番	井 本 英 雄 (同)
39 番	徳 重 忠 夫 (同)
欠席議員 (1名)	
17 番	渡 辺 創 (県民連合宮崎)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	松 浦 直 康
農 政 水 産 部 長	大 久 津 浩
県 土 整 備 部 長	明 利 浩 久
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	日 隈 俊 郎
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
代 表 監 査 委 員	阿 緒 方 文 彦
人 事 委 員 会 事 務 局 長	小 田 光 男

事務局職員出席者

事 務 局 長	亀 澤 保 彦
事 務 局 次 長	内 野 浩 一 朗
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	日 吉 誠 一
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、日高利夫議員。

○日高利夫議員〔登壇〕（拍手） 皆様、おはようございます。

自由民主党の日高利夫でございます。本年4月に自由民主党に入党させていただきました。自民党としては初めての一般質問になります。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策で、大変な御苦勞をしておられます医療従事者の皆様、知事をはじめ県職員の皆様方、多くの皆様方に心から敬意を表し、通告に従い、早速質問に入らせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。

知事の「政策提案集」の「安全・安心で心豊かな暮らしを築く」という項目の中に、「危機事象への備え」という一項目がありました。

そこでは、「新型インフルエンザをはじめとする感染症対策」として、概略、次のように述べておられます。

「国境を越えた経済交流や観光交流がますます活発化する中、世界的な感染症の流行の可能性も高まっており、（中略）新型インフルエンザをはじめとする感染症対策について、関係機関と連携し、危機意識を持って取り組みます」と。

これは、知事選前にまとめられたものと思いますが、今回の新型コロナの流行を予言された

かのような政策提言であり、くしくもこれが的中した形となりました。

振り返れば、全国の都道府県知事が、誠に難しい判断を強いられた2か月余りの熱い夏でありましたが、今回の新型コロナウイルス感染症、事実上の第2波の県の対応について、知事自身、想定外あるいは誤算と言えるものもあったのではないかと思います。

もちろん、現段階では検証できないことも多いと思いますが、御自身の判断について、反省や教訓、あるいは逆に的確な判断だったと思われることなど、多々あるかと思えます。

一般質問最終日ではありますが、私からも改めて、新型コロナウイルス感染症対策に関し、これまでの対応や判断についての知事の率直な感想をお聞かせください。

壇上の質問は以上とし、あとは質問者席よりお伺いいたします。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

新型コロナウイルス感染症対策を進めるに当たりましては、これまで、県民の皆様の命と健康を守ることを第一に、医療検査体制の充実や感染拡大の防止に取り組んでまいりました。

また、暮らしや雇用への不安が広がっていく中、経済活動の維持・活性化も極めて重要な課題と捉え、その時々での感染の状況に応じ、感染防止と経済のバランスに留意をしながら、適時的確な判断に努め、必要な対策を講じてまいりました。

こうした取組によりまして、7、8月の本県が直面した事実上の第2波に際しましては、感染拡大緊急警報の発令や、県内全域への休業要請等の積極的な介入策を迅速に講じること、また、県民の皆様の御理解と御協力をいただくこ

とによりまして、感染のピークを低く抑え、早期の鎮静化を図ることができたものと考えております。

今後とも、今回の一連の対応の経験・教訓を踏まえながら、「コロナとともに生きていく社会」における持続可能な経済社会づくりに向け、市町村や関係団体等としっかり連携して、県民の暮らしと健康を守り抜いてまいります。以上であります。〔降壇〕

○日高利夫議員 ありがとうございます。

反省や教訓については言及されませんでした。オール宮崎体制で今後のコロナ感染症に立ち向かうため、さらなる知事の発信力と行動力、そしてリーダーシップを、私も、県民も期待しております。

次に、クラスターの発生で、対策の前線に立った保健所の現場が大変な窮地に陥ったとのことですが、よく踏ん張っていただいたと思います。

しかし、さらなるクラスターが発生していたら、保健所の現場機能は維持できたのでしょうか。

そこで、保健所のマンパワー不足を解消するため、感染症対策のアウトソーシングについて、どのように考え、どう対応していくのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 保健所におきましては、新型コロナ対策として行う積極的疫学調査、検体搬送、入院調整のほか、電話相談、健康観察など多くの業務を担っております。

感染者の発生に伴い、保健所の業務が増加しておりますので、電話相談、検体搬送の業務などについては、一部、民間の専門業者へのアウトソーシングなどにより、負担軽減に努めてい

るところです。

また、保健師等の資格を有する会計年度任用職員を新たに配置するとともに、患者発生時には、必要に応じて本庁から保健師や事務職員の派遣を行っております。

今後とも、外部への委託等を通じ、保健所業務の負担軽減を図り、積極的疫学調査等の専門性の高い業務に専念できるよう、工夫をしてみたいと考えております。

○日高利夫議員 保健所機能に限らず、可能な分野は民間に委託し、非常事態時には迅速で的確な対応が可能となるよう、少しでも身辺を身軽にしておくことも必要と思います。

また、いつも指導していただいている保健所の皆さんの役に立ちたい、協力したいと思っている市町村保健師は決して少なくありません。さらなる組織力の強化をお願いいたします。

次に、8月末、国は新型コロナウイルス感染症をめぐり、感染症法に基づく軽症の感染者や無症状感染者への入院勧告の運用を見直すと発表いたしました。

今後さらに協議が続けられるわけですが、仮に、新型コロナウイルス感染症の類型が2類相当から5類へと変更されたら、入院の取扱いはどう変わるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 国におきましては、新型コロナに関する感染症予防法の運用について、これまでに把握された医学的知見や有識者の意見を踏まえ、専門家組織において見直しの検討を行うこととしております。

現在は、2類相当でありますことから、感染が確認されると、原則、入院勧告措置が取られます。

仮に、5類へと変更された場合、軽症者や無

症状者は、宿泊施設や自宅での療養が広く認められることも想定されますが、今のところは、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 仮に、軽症感染者や無症状感染者が、現在の宿泊療養施設ではなく自宅での療養となると、大きな混乱を招くのではないかと懸念しております。

県民目線で考えれば、たとえ軽症や無症状であっても、感染者である者が自宅に帰ってくる。どうですか、皆さんは。帰ってこられてよかったねと、素直に喜べるのでしょうか。

これまでの症例を見ても、軽症や無症状であっても、絶対に感染しないとは言い切れません。高齢者や基礎疾患のある方がいる家庭、子供がいる家庭などは、感染の恐怖と同居することとなるのではないのでしょうか。

見直されることとなった場合であっても、本県としては、県民に寄り添った、思いやりのある対策を実施していただきますよう、ぜひ御一考をお願いいたします。

次に、不登校関係についてお伺いいたします。

今回のコロナ禍で、子供たちは臨時休業により、自宅や放課後児童クラブ等で過ごすことを余儀なくされましたが、不登校の子供たちはどうしていたのでしょうか。

平成30年度における県内の公立の小中高校の不登校児童生徒の数は1,497名と、全児童生徒数の1.4%を占めています。平成27年度は1,271名でしたので、3年間で18%も増加しておりますが、今回の臨時休業中に、不登校児童生徒に対して何か新たな支援ができたか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 各学校における臨時

休業中の不登校児童生徒への学習支援としましては、他の児童生徒と同様に、教員が電話により学習状況を把握するとともに、新型コロナウイルス感染拡大の状況を把握しながら可能な範囲で家庭訪問を行うなど、学習の遅れが生じないように、対応に努めたところであります。

○日高利夫議員 先週の二見議員の代表質問で答弁がありましたが、GIGAスクール構想のスケジュールが前倒しされたことに伴い、今年度末には、端末の調整やネットワークの高速大容量化の整備が多く为学校で完了する予定であるとのこととあります。この学校のICT化は、不登校児童生徒の学習支援にも効果があると期待しております。

そこで、今後、不登校児童生徒に対してオンラインによる学習支援はできないか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） お話にありましたように、オンラインによる学習支援は、動画視聴や課題の選択など、自分のペースに合わせた学習などが可能であり、不登校児童生徒の学びの保障にもつながるものと考えております。

一方で、実施に当たりましては、動画作成・編集など、通常の授業とは別の準備が必要となることに加えまして、家庭における児童生徒の置かれた環境や、操作技能などの課題も挙げられるところであります。

今後、これらの課題解決に向けて取り組むとともに、学校以外の教育施設での支援も含めまして、不登校児童生徒へのオンラインによる学習支援の方策について、研究を進めてまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 コロナの第1波、第2波の教訓から、オンライン授業を本格的に実施する必要性が広く理解されるようになりました。これ

は、不登校児童生徒にとっても、予期せぬ希望の光になるものと思います。全県下をネットワーク化できるようなオンライン学習が可能になれば、これまでにない効率的な学習を行うことも可能になるのではないのでしょうか。十分な検討をいただきますよう、お願いを申し上げます。

次に、食の安全保障と食料自給率向上対策についてお伺いいたします。

マスクが不足し、「マスク狂騒曲」ともいふべき混乱が3か月、4か月続いたことは、記憶に新しいところであります。

日本は、ものづくり大国、技術立国、そして経済大国であります。そのような日本で、日常商品であるマスクが数か月も不足するなど、一体誰が予測したのでしょうか。

これは、言うまでもなく、マスク生産の80%程度を中国をはじめとした海外に依存してきたからであります。これがマスクだからよかったとは言いませんが、食料だったら一体どうなったのか。

コロナ問題は、マスク不足を通じて、私たちにさらなる深刻な問題を再認識させたのではないのでしょうか。それが、食の安全保障、日本の食料自給率の問題です。

2019年度のカロリーベースでの日本の食料自給率は38%です。国は、2030年度の目標を45%と掲げておりますが、自給率は全く向上していないどころか、約20年前の40%をも下回っているのが現状です。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大で、世界的な食料不足への懸念が広がりました。各国が移動に制限を課しているために、労働力が不足し、農産物の生産量が減少すると見られ、食料難を警戒して、輸出を制限する国が続出し

たしました。ベトナム・ミャンマー・カンボジアなどの東南アジア諸国が主に米を、ロシア・ウクライナ・カザフスタンなどが主に小麦を、これまで19か国が輸出規制を実施いたしました。今回、日本は大きなダメージを受けずに済んだことは幸いでした。

世界的な人口増加、地球温暖化、頻発する異常気象、砂漠化、大干ばつ、国際的な政情不安、予想もしなかったコロナ禍による労働力不足からの輸出規制や物流の大混乱、そしてアフリカ豚熱や口蹄疫、国際社会で食料の輸出規制が拡大し、食料の輸出が止まってしまったとき、日本は一体どうなってしまうのか。そして、先ほどの国々の輸出規制がこんなにも簡単に起こり得たということ。このことを深刻に受け止める必要があるのではないのでしょうか。

どのような国際的な枠組みや取決めがあろうとも、自国が食料危機に見舞われたときに、各国が自国民の命を守るために食料を外に出さないというのは、当たり前の行動であり、このような国々を私たちは決して非難することはできないと思います。自国民が飢えているときに、国際的なルールがあるからといって、日本に食料を売ってくれるような国が、果たしてあるのでしょうか。

そこで、知事にお伺いいたしますが、コロナ問題で改めて突きつけられた食の安全保障の問題について、知事はどのような感想を持たれたのか。また、安全保障としての今後の本県農業の方向性をどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 食の安全保障につきましては、国内農業の生産増大を基本とし、これに輸入と備蓄を組み合わせることで確保することとされておりますが、食料輸入は、世界的な人口増

加や貿易摩擦に加え、異常気象や家畜伝染病の発生など、様々な変動要因、そしてリスクを抱えております。

今回のコロナ禍におきましては、一部の国における穀物等の輸出規制や、食肉加工場の操業停止等、食料安全保障に係る潜在的なリスクが改めて顕在化したものと感じております。

このような状況を受け、国内では食料の国産回帰の機運が高まっているところでありますが、日本の食料自給率は38%と低迷をしております。今後より一層、国内での食料生産を拡大し、輸入品を国産品に置き換えていく必要があると考えております。

我が国の農業は、生産者の減少・高齢化で厳しい状況にはありますが、本県は全国第5位の農業産出額を誇っているところであります。そうした県の責務としまして、多様な人材の確保・育成やスマート農業の推進など、生産基盤のさらなる強化を図りながら、産地の維持・拡大を進め、消費者に安全・安心な食料をしっかりと届けてまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 ありがとうございます。

今後もスマート農業の推進や、さらなる生産基盤の強化を図るとのことですが、先週の新聞報道で、JA全中の中家会長は、日本の農業に関し、「生産基盤の強化が進まなかったことや、40%未満で推移する食料自給率が当面の課題である」と述べておられます。

スマート農業の推進には、まず水田の再圃場整備が不可欠であると考えますが、本県の水田基盤整備の現状と今後の方向性について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 直近の国の調査による本県の水田整備率は、区画が30アール以上の整備面積が41%となっておりまして、

全国平均の65.9%に比べ、遅れている状況でございます。

今後、生産力の維持・拡大を志向する意欲ある担い手農家への農地の集積・集約や、農作業受託組織等による分業化を進めるためには、生産性の向上や農作業の省力化、安全性の確保に資する農地の区画拡大などの基盤整備が必要不可欠であります。

県といたしましては、これまで計画的に実施してまいりました、抜本的な圃場整備に加えまして、地域条件に応じ、畦畔除去など簡易な整備手法も取り入れながら、スピード感を持って、スマート農業に対応した基盤整備の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 ICT化による無人化・省力化により、規模拡大や生産性の向上を図るスマート農業を実践していくためには、コントラクターの育成や圃場の再整備は必須要件となるものと思われまます。水田の整備率が41%と遅れておりますので、早急に整備を進められるようお願いを申し上げます。

次に、本県の粗飼料自給率の現状と今後の方向性について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 粗飼料生産につきましては、飼料用稲の作付拡大等によりまして、年間を通じたラッピングサイレージによる生産体系とともに、受託作業を行うコントラクターも、県内全域で46組織が活動しておりまして、畜産農家の労働力不足等をサポートする体制が整備されているところでございます。

本県の飼料作付面積は約3万4,000ヘクタールで、令和元年度の粗飼料自給率は94%と、全国平均77%に比べ高い水準にある中で、近年では、さらに大規模農場等からの粗飼料供給の

ニーズが高まっているところでございます。

県としましては、引き続き、限られた農地を有効活用しまして、水田等での粗飼料増産や、粗飼料販売で自営できるコントラクター等の育成・強化によりまして、飼料生産の分業化をさらに進め、粗飼料自給率100%を目指してまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 粗飼料自給率100%を目指すとの御答弁であります。そのためには、まず、飼料用稲の助成制度は必要不可欠のものであります。この制度があるから水田が守られていると、私は思っております。今後とも、事業の長期的な継続をお願いしておきます。

かつて、松形元知事は、平成3年に農林業を支え・守るため、「国土保全奨励制度」を提唱されました。宮崎県から全国への発信でありました。経済合理性だけでなく、森林・林業・農業の持つ公益的機能を金銭的価値に置き換えて、そこに補助金を投入することの正当性を訴えられたものであります。

若い頃、この松形元知事の提唱された「国土保全奨励制度」の制度設計を担当されたのが、郡司副知事であるとお伺いしております。

そこで、執行部の中にあって、最も農政経験が豊富な郡司副知事に、今回のコロナ禍を教訓にした我が国の食料自給問題に関し、日本の食料供給基地を目指す本県として、食料自給率向上に向けた「農業版宮崎モデル」のようなものは考えられないものかどうか、お伺いいたします。

○副知事（郡司行敏君） 議員より、マスクのお話がありましたけれども、私たちは、コロナウイルスとともに暮らしたこの半年の間、海外からの輸入がなければ、生活に必要な基礎的なものも手に入らない、そんな社会の脆弱性を目

の当たりにしました。

このことは、食料でも同様であり、低迷する日本の食料自給率向上がいかに重要かを再認識させられる契機となったものと思います。

今後とも本県が食料供給基地として自給率向上に寄与していくためには、まずは食料生産の持続可能な循環を確保する必要があります。

本県農業は、台風等の自然災害に加え、頻発する病害虫被害、あるいは脅威を増す家畜伝染病、さらには海外に依存する輸入飼料や化石燃料など、不安定な要素も多く、これらのリスクにどう立ち向かうのかが、今、問われているのだと思います。

私は、台風というリスクに対して先人が防災営農計画を策定したときのように、我々が今、直面する様々なリスクに対応した営農方式を「新防災営農」として掲げ、安定的な生産体制を構築することが、何より求められているものと考えます。

同時に、食と農の距離が遠くなったと言われる今日、県民が食や農にこれまで以上に関心を持ち、オール宮崎で「農とともにある社会」を支え、その豊かさを享受できる、そのような社会を、宮崎モデルとして推進してまいりたいと思っております。

○日高利夫議員 ありがとうございます。

ぜひ、この「農業版宮崎モデル」となるような新たな種をしっかりとまいていただきますよう、お願いを申し上げます。

次に、ウイズコロナ時代のテレワークの推進についてお伺いいたします。

国は、昨年4月から「働き方改革関連法」を順次施行していますが、新型コロナウイルス感染症をきっかけに、3密を防ぐための新しい働き方として、在宅での勤務を可能にするテレ

ワークが俄然、注目を浴びております。

新型コロナウイルスは、予期せぬところで地方創生に新たな光を射したのではないかと考えられております

テレワークによる時間や場所にとらわれない柔軟な働き方は、在宅勤務では、通勤時間がなくなることで時間的な余裕を生み出すほか、人との接触が抑えられることから、新型コロナウイルス感染症の防止対策にもつながります。

東京などの都会でなくても仕事ができるという認識の高まりは、若者の地方移住を促し、新たな地方創生のきっかけになるのではないかと、期待をされております。

ウイズコロナ時代に合わせ、日本全国の多くの自治体や企業が、テレワークの推進による働きやすい環境づくりに取り組もうとしております。

そこで、永山副知事にお伺いいたします。

副知事は、国土交通省の出身であり、また、内閣府地方創生推進事務局参事官や、ICT先進地の京都府でも勤務しておられたとのことであります。そこで、副知事のこれまでの経験を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策により、全国的に進むテレワークをはじめとしたICT普及の動きが地方に及ぼす影響について、お伺いいたします。

○副知事（永山寛理君） 議員御紹介のとおり、私はこれまで、国土交通省において、テレワーク機器の導入や全省的なテレワーク実証実験、育児と仕事を両立するテレワークのモデルづくりを推進してまいりました。

その後、内閣府では、先端ICTを活用して未来都市を実現するスーパーシティ構想の法制度化などを行ってきたところでございます。

このような経験を通じて、特に人口減少や過

疎化に直面する本県のような地域においては、ICTを活用した遠隔医療・介護・教育や、テレワーク・リモートワーク等の必要性を痛感しているところでございます。このような取組が、働きやすい、住みやすいまちづくりにもつながり、宮崎県への移住やUターンの促進にも寄与するものと考えております。

今般のコロナ禍を契機に、この動きがますます加速化するものと考えておりますことから、県としましても、デジタル化・リモート化に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 ありがとうございます。

宮崎県民になられた永山副知事におかれましては、庁内をしっかりとリードしていただき、この新しい時代の波を宮崎の地に根づかせていただきますよう、心より御期待を申し上げます。

しかしながら、県内企業におきましては、まだまだテレワーク等の導入は進んでいないのが現状であります。県内企業のテレワーク等の導入について、県の取組を商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 県では、これまでも、県内企業からのICT全般に関する相談事業や、導入に向けたコンサルティング等に係る補助事業を行ってきたところであります。

こうした中で、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、6月補正では、県内企業に対してテレワーク等導入について助言等を行う専門家派遣事業を予算化いたしましたほか、7月補正におきましても、県内企業が行うリモートワークや、業務の効率化などICTを導入する経費を支援する事業を予算化し、現在、公募

を行っているところであります。

これらの事業を活用しながら、引き続きテレワーク等の普及に努めてまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 地方創生を掲げながら、なかなかその活路を見いだすことができない時代が続きましたが、テレワークが地域活性化の一つのヒントとなるのではないかと期待されております。ハード整備やセキュリティ対策など難しい面もありますが、関連企業や市町村をしっかりと支援していただきますよう、強く要望いたします。

一方、生活困窮者の支援策である緊急小口資金と総合支援資金の今年度の貸付件数の合計は、令和元年度の84件に対し、本年9月4日現在では7,338件となり、半年間で昨年度の約90倍にもなるとのこと、これは桁違いの増大であります。

このような中、生活困窮者の就労の場の確保は、待ったなしの状況です。今後、多くの事業所がコロナ禍で経営が悪化する中、雇用情勢はさらに厳しさを増すものと予測されます。

では、コロナ禍において、今後、離職者の増加が懸念されますが、離職者に対する職業訓練の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 雇用情勢につきましても、私どもとしましても、非常に心配をしております。

そういう中で、県では、離職者が早期に再就職ができますよう、就職に必要な販売、介護などの技能のほか、パソコン操作やホームページ作成などIT分野全般の知識等を習得するための訓練など、求人ニーズに対応した様々な職業訓練を行っています。

また、これらの職業訓練の実施に当たりましては、独り親が優先的に受講できるコースや託児サービス付きのコースを設けるなど、それぞれの状況に合わせた受講しやすい環境を整備しております。

県といたしましては、引き続き、宮崎労働局などと連携し、1人でも多くの離職者が——もし出た場合ということではありますが——必要なスキルを身につけ、早期に再就職できるよう支援してまいります。

○日高利夫議員 このコロナ禍において、少子化時代に必死で子育てに頑張っている離職した女性の独り親世帯などに、いつでも自由な時間に自宅で仕事ができるような自営型のテレワークの職業訓練についても、今後、ぜひ検討課題としていただきますよう、よろしく願いいたします。

今後、新しい生活様式の中、新しい就労形態としてのテレワークによる働き方改革は、様々な分野に大きな変化をもたらすと思いますが、その中の一つにひきこもり対策があります。

本県のひきこもりの方の数について伺います。また、ひきこもりの方の就労支援として、在宅型のテレワークを活用できないか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 平成30年度に、民生委員・児童委員の方々に実施した調査では、把握していたひきこもりの方の数は601人でありました。

県では、ひきこもり地域支援センターにおきまして、本人の状況に応じた支援を行っており、今年度からは、就職活動に不安を抱える若者を支援する「みやざき若者サポートステーション」と連携したLINE相談窓口の設置などにより、就労支援をさらに強化することとし

ております。

議員御指摘のとおり、ひきこもりの方にとって、在宅型テレワークは就労の機会を広げるものでありまして、過去、センターの支援により、在宅型テレワークの就労に結びついた事例もありますので、今後とも関係部局等と連携しながら、テレワークに関する様々な情報提供を行うなどの支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 テレワークで仕事ができるようになれば、自分自身にも自信が付き、社会に出て働けるなど、その人の人生の可能性も広がるのではないかと思います。

どうか、市町村や社会福祉協議会、民生委員さん、そして企業の皆さん方と知恵を出し合って、テレワーク推進により、ひきこもりの方々に、さらなる支援の手を差し伸べていただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、南海トラフとコロナ第3波に備えた危機管理対策についてお伺いいたします。

令和2年3月に更新された「宮崎地震・津波及び被害の想定調査」の結果を確認し、改めて南海トラフ地震のすさまじさを感じました。

県が独自に設定したモデルによる地震動及び津波浸水の想定は、最大震度7、最大津波高17メートルとなっております。また、これに伴う被害の想定は、3月の更新時点で、建物全壊棟数約8万棟、死者数約1万5,000人との予測です。

発災1週間後の最大避難者数は37万人と想定されております。経済被害額は、何と合計6兆8,410億円との予測であります。

豪雨や台風は、十分とはいえないまでも予測のできる災害であり、事前準備も可能です。しかし、いつ、何時に起こるか予測もつかない困

難な災害が、南海トラフ地震です。「そんなときはそんなときよ」というふうを考えている人も少なくないのが現状と思います。ましてや、今、国民が一番心配していることが、秋・冬の新型コロナと新型インフルエンザ対策です。そこに万が一、南海トラフ地震が発生したら……。

「常に最悪の事態を想定した備え」が危機管理の原則であります。新型コロナウイルス感染症の第3波が懸念される中、南海トラフ地震など大規模災害が発生した場合の住民の避難の在り方について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監(藪田 亨君) 住民の避難につきましては、災害規模の大小にかかわらず、平時から避難場所の確認、食料などの備蓄、そして避難訓練を行うとともに、災害が迫ってきた際は、気象や避難情報等に注意し、できるだけ早期に安全な場所へ避難していただくことが必要であります。

このような、住民の避難の在り方に関する基本につきましては、コロナ禍における大規模災害発生時においても変わらないものと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症が拡大する中におきましては、避難時にマスクや消毒液などを持参したり、避難所におきましてはマスクの着用、定期的な換気など、新しい生活様式を実践していただくことが重要だと考えております。

○日高利夫議員 災害が迫ってきた際は、できるだけ早期に安全な場所への避難が必要との答弁ですが、地震は予測不能の災害であります。特に南海トラフ地震は、最大避難者数は37万人と想定されております。さらに、地震ですから、避難も長期化が予測されますので、台風とは

違った対応が必要でしょう。

台風10号では、コロナ禍により3密回避のため、収容能力をオーバーした避難所が幾つもありました。3密回避、新しい生活様式での避難では、これまでの何倍もの避難所設置が必要となることを改めて知らされました。

コロナ、インフル、そして地震によるけが人、車中泊増加に対応する駐車場の確保も大きな課題になるものと思われまます。

全県下で、全市町村が一丸となった対応が必要となりますが、コロナ発生時における県内での広域支援の在り方について、県の考え方を危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 県内市町村間の災害時における広域支援につきましては、県内全市町村で締結しております「宮崎県市町村防災相互応援協定」のほか、各地域ごとの相互支援に関する協定や、県南部の10の市町で構成する「宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会」におきまして、職員の派遣や物資の提供等について定めております。

県内で広域支援が必要となった場合、災害発生直後の応急段階におきましては、人命救助が最優先されるため、マスク着用など必要最小限の感染予防対策にならざるを得ない場面も想定されますけれども、復旧復興段階におきましては、事前の健康チェックや3密防止など、感染防止対策を十分講じながら、各種支援を行っていくことになると考えております。

○日高利夫議員 もし仮に、コロナ禍の中で大規模災害が発生すれば、台風とは桁違いの被災者・避難者となることでしょうか。被災自治体も、自力による応急対策等は困難でしょうかから、被災を免れた他の自治体との連携をいかに的確に、迅速にできるかが重要となります。

このためには、平時から市町村間の連絡体制を構築しておくことが大切であります。県も積極的に推進していただきますよう、お願いします。

また、「九州・山口9県災害時応援協定」なども締結されておりますので、他都道府県への応援要請についても、十分な連携をお願いしておきます。

さらに、発災の場合は、避難所運営等をはじめ、あらゆる面で自助・共助・公助による命を守るための連携が必要です。そのような役割を担うため、自ら進んで防災に関する研修を受け、一定の知識と技能を習得した防災士の存在は、強い味方になるものと思われまます。

では、本県の防災士の登録状況と防災士の役割について、県の考え方を危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 県内における防災士の登録につきましては、県総合計画の長期ビジョンにおきまして、令和12年までに県人口の約1%に当たります1万人の育成を目指しており、令和2年4月末現在で5,304人と、直近5年間で倍増するなど、順調に推移しているものと考えております。なお、全体の約24%に当たる1,266人が女性の防災士となっております。

次に、防災士の役割についてであります。防災士資格を取得される目的は、学校、事業所、自治会など組織内の防災活動のために取得される方から、家庭の防災に役立てるためという方まで様々でございます。

県といたしましては、防災士としての知識を生かし、それぞれの組織や地域におきまして、防災リーダーとして活躍していただけることを期待しております。

○日高利夫議員 5,304人の登録と、1万人の目標に対して約半分の登録数のようでありますが、目標の令和12年までには、まだ10年あります。1年でも早めの達成を目指してください。

防災士の皆さんは、災害から身を守るため、そして地域社会の防災・減災のため自ら志願した、防災に対する強い意識を持った方々であります。常日頃からの防災の啓発活動や、発災時の避難所運営などに十分な貢献が期待できる皆さんであります。

県には、コロナ禍の避難所運営等を踏まえ、今後はぜひ、さらに女性の防災士を増やすとともに、各避難所に最低1名以上の防災士を配置できるような体制を目指すよう、市町村とも協議していただきますように、お願いを申し上げます。

最後に、豪雨対策と河川掘削事業の継続について伺いますが、まず、改めまして私からも、今回の台風10号災害で行方不明の4名の方が一日も早く発見されますよう、心よりお祈りを申し上げます。

県におかれましても、災害に強い郷土宮崎づくりに、さらに全力で対策を講じていただきますよう、改めてお願いを申し上げます。

台風10号は、100年に一度の想定を上回る、記録的な大雨・暴風・高波・高潮のおそれがあるという報道が、全国を駆け巡りました。

気象庁と国土交通省の会見では、国が管理する河川において、氾濫危険水位を超える可能性がある川として、本県の大淀川・小丸川・五ヶ瀬川、鹿児島県の川内川・肝属川、そして熊本県の球磨川の6河川が挙げられました。

「大淀川は県庁の近くではないのか。決壊するのか。宮崎市は大丈夫なのか」と、遠くは北海道の友人からも心配の電話が何回もありまし

た。

報道等によりますと、宮崎市は総雨量187ミリで予測を下回ったものの、山間部の美郷町では599ミリ、椎葉村458ミリなどの豪雨となりました。

下流域の堤防の決壊や越水に至らなかったことは幸いでしたが、今回の椎葉村の土砂災害は、本県の今後の災害対策に重い課題を残したものと思われま

す。では、県内の河川では、氾濫危険水位を大幅に上回るような洪水時に、河川堤防の越水や、橋などの工作物の流失など、特に危険がある箇所はどの程度あるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 県では、洪水等の際に、河川氾濫等の被害が予想される、水防上特に注意を要すると認められる箇所を、重要水防箇所として水防計画書に位置づけております。

御質問の特に危険がある箇所につきましては、これまでに越水等が発生した箇所などで、国土交通省が管理する河川では、堤防が27か所、橋が14か所の合計41か所、県が管理する河川におきましては、堤防が260か所、橋などの工作物が13か所の合計273か所となっております。

○日高利夫議員 ありがとうございます。

国と県を合計すると、堤防が287か所、橋などが27か所、合計で314か所ということになります。こんなに多いのかと、誰もが心配になるところかなと思います。

近年の豪雨・台風は、大規模な土砂災害、堤防決壊による広範囲にわたる浸水被害など、貴い人命や多くの財産が奪われる甚大な被害をもたらしております。

地球環境の大きな変化により、ゲリラ豪雨や

線状降水帯などの気候現象を発生しやすくしていると言われております。

そこで、地球温暖化による気候変動の影響により、今後も豪雨の発生頻度の増加が予測される中、県では、河川の浸水対策についてどのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 近年、自然災害が頻発化・激甚化している状況の中で、県としましては、これまでに甚大な浸水被害が発生した箇所など、緊急性の高いところから優先的に、河川整備を進めてきたところであります。

また、ハード対策に加え、早期避難を促し、人命を守ることを第一に、インターネット等による分かりやすい河川水位情報等の提供や、想定される最大規模の浸水想定図を公表するなど、ソフト対策にも積極的に取り組んでいるところでもあります。

さらに、今年度から、既存ダムの貯水機能を最大限活用する事前放流も実施しているところでもあります。

今後とも、県民の生命・財産を守るため、ハード・ソフトが一体となった浸水対策を着実に進めてまいります。

○日高利夫議員 インターネット等の活用はもちろんでありますが、高齢者の皆さんへの早めの避難誘導啓発には、やっぱりテレビのテロップ、こういったものが一番効果的であると思います。高齢者にも目と耳で簡単に情報が入手できるような工夫について、今後とも放送局との連携を図っていただくように、お願いをしておきたいと思っております。

一方、県が平成30年度から本年度にかけて、防災・減災事業で実施している河川掘削事業においては、河川の流下能力を回復するため、支

障となる堆積土砂や立木等の撤去が行われております。

この事業は、豪雨時の水位の低下や、雨水の早期排水に極めて効果的であることから、地域住民が非常に喜んでおり、さらなる事業実施の要望が増えておりますが、最後に、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」による河川掘削工事の進捗状況と今後の取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 県では、「3か年緊急対策」といたしまして、158河川において河川の掘削工事等を行うこととしており、これまでに132河川の工事が完了し、着実に治水安全度の向上が図られてきているものと考えております。

さらに、新たに創設されました地方単独事業の「緊急浚渫推進事業」によりまして、今年度は、7億2,000万円の予算で、堆積土砂掘削工事や樹木伐採に取り組んでおります。

河川掘削工事は、地域住民からの要望も多いため、今後とも、本事業も活用しながら浸水被害の軽減に取り組むとともに、引き続き、3か年緊急対策後の必要な予算の確保について、国に要望してまいります。

○日高利夫議員 当面は、「緊急浚渫推進事業」により、河川掘削事業は継続されるということです。しかしながら、激甚化・頻発化する豪雨・台風災害から貴い人命と財産を守ることは、県民が安全に安心して暮らすために待たなしの事業でありますので、引き続き、3か年緊急対策後の予算確保についての国への要望を、しっかりお願いしておきます。

さらに、災害対策には、土木・建築・水道事業など、地元業者の協力が不可欠であります。災害発生時には、役所よりも早く現場をチェッ

クし、黙っていてもボランティアで重機を駆使し、土砂や倒木を除去し道を開いてくれます。

災害の早期復旧は、地元業者の協力なくしては成し得ません。地元愛のある業者の育成は、地域の安全・安心になくってはならない存在であることを、今後とも県にも十分御理解いただき、地元業者の育成に気を配っていただきますようお願いを申し上げ、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、お疲れさまでございます。

先ほどは、自民党歴の大変若い新進気鋭の日高利夫議員が、正々堂々とすばらしい質問をいたしました。私は今年、自民党歴50年を迎えております。日高議員に負けなよう、すばらしい質問ができるように一生懸命頑張っていきたいと思っております。

昨日は、自民党総裁選挙がありました。予想どおりというか、菅官房長官が圧倒的多数をもちまして新総裁に選出されました。宮崎県には、国会議員・地方議員合わせて8票あったわけですが、そのうちの4票が菅候補でありました。

また、明日ですけれども、臨時国会が開催されます。そこで自民党総裁の菅さんが、内閣総理大臣に首班指名の予定であります。

菅さんは、我々から見ると、大変、国内政治というか地方に明るい、地方のことをよく考えている人だと理解しているし、また、宮崎県にも過去、私が知っているだけでも3回お見えになって、いろいろと挨拶をされたり地方を回ったりされております。

それで、地方自治の宮崎県の最高責任者は知

事でありますから、菅新総裁——明日ですけれども——菅総理・内閣に期待するものがあれば、お言葉を頂きたいと思っております。

あとの質問は、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

現在、我が国におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策や、深刻な影響が出ている経済の再生・復興をはじめとしまして、自然災害の激甚化等に対応した防災・減災対策もあります。また、ますます不透明化・不安定化を増す国際情勢の中での外交防衛といった課題もあり、国・地方とも取り組むべき課題が山積しております。

菅新総裁には、長年にわたり政権の中核において官房長官を務められた経験を生かし、こうした課題に対する的確かつ積極的な対応について、期待をしているところでありまして、多くの方の声に真摯に耳を傾けていただきながら、我が国が、さらに力強く進んでいくことができるよう、多大なる御尽力をお願いしたいと考えております。

特に、菅総裁は地方の御出身であり、官房長官に加え総務大臣の御経験もおありであります。地方の立場からは、引き続き、東京一極集中の打破や、地方創生の推進が大きく前進すること、そして、新型コロナ対策、また国土強靱化など、さらなる御支援を期待しているところであります。以上であります。〔降壇〕

○中野一則議員 知事の期待に応える菅内閣であるように、我々も期待していきたいと思っております。

次に、安倍内閣、いよいよ明日で終わりということになるわけでありまして、連続・

通算共に、歴代の内閣で1位になっておりません。特に、辞意表明をしてからの支持率が、各社全て20%以上でありました。また、第2次安倍内閣の7年8か月を「評価」、あるいは「ある程度評価」という数字が、ある調査では71.2%になったわけであります。

そういう安倍内閣であります。ここで知事に、安倍内閣を批評していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○知事（河野俊嗣君） 安倍内閣につきましては、7年8か月の間、日本経済の再生に向けた、いわゆるアベノミクスに精力的に取り組まれたほか、地球儀を俯瞰する外交を積極的に展開され、日本のリーダーとして、国際社会の中で確かな存在感を示されたものと考えております。

また、国土強靱化や地方創生の取組などにおきまして、地方への目配りをいただき、これらの政策は、本県としても大きな力になったものと考えております。中でも、東九州自動車道をはじめとする高速道路の整備が大きく前進したほか、輸出戦略につきましても、宮崎牛のEU輸出をにらんだ加工施設整備などへの支援によりまして、本県の食料品等の輸出額は大幅に増加したところであります。

さらに、今回の新型コロナウイルス対策におきましては、これまで経験したことのない国難とも言える状況の中、地方の声、本県や知事会からの提言に真摯に対応をいただく中で、地方創生臨時交付金や緊急包括支援交付金の創設並びに2兆円を超える大幅な増額など、力強く後押しをしていただいたものと感謝しております。

安倍総理におかれましては、体調の御回復を心からお祈り申し上げます。

○中野一則議員 この71.2%というのは、第2次安倍内閣以降の7年8か月を評価したときの数字であります。私は、安倍内閣は第1次のほうが非常に光っていたなという感想を持っております。

次に、自主防災組織についてお尋ねしていきたく思います。

自主防災組織ができて、かなりの時間がたっているという説明を受けておりますが、まず、その目的と役割について、危機管理統括監にお尋ねいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 自主防災組織は、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づきまして、自主的に結成する組織であり、その目的は、地域住民が連携して行う防災活動、いわゆる共助に取り組むこととなっております。

また、その具体的な役割は、日頃から、防災知識の普及・啓発や、訓練の実施などの災害の備えを行うとともに、災害時におきましては、情報の収集及び伝達、避難の誘導、避難者の救出や救護、避難所運営の協力などを行うことが想定されております。

○中野一則議員 先ほども日高議員の質問の中で、いろいろと、関連するものがあつたようではありますが、自主防災組織というのは、絶対なければならない組織だと、だから、これをまとめて調査して、いろいろと出しているんですね。

自主防災組織のカバー率ということで、一番新しいのが今年の7月1日時点であります。26市町村の中で4.3%というのが一番低いんです。そして、トータルで87.3%という高率。26市町村の中で、実に11市町村が100%、非常にすばらしい数字であります。

こういうすばらしいものでありますが、実はこの11市町村の中に、ある文書を見つけました。「自主防災組織設立に向けて」ということであります。それは、100%というふうに報告している市町村の一つなんです。自主防災組織発足に向けて準備を進めましょうと。そして先月でしたが、全戸にチラシを配布して、9月に組織の検討をして、来年の4月には防災組織の発足を見ると、こういう手順で住民に呼びかける文書なんです。この市町村は、既に100%として報告しているんです。

それで、トータルで87.3%、毎年少しずつ上がってきているんです。11市町村が100%、本当に100%という報告をしたんだろうかなと、私は非常に懸念しているわけでありまして。先ほどもありましたが、南海トラフの巨大地震で津波も大きいものが来ると。それからこの前、台風10号が来ました。まだまだ台風シーズンですし、これから豪雨があります。霧島地域では噴火もあります。大きな災害がかなり来ると思うんですよね。そのために、まず自主防災組織をつくって、先ほどもありましたが、自助・共助・公助という中で防災に備えなければならないと思うんです。なのに、100%と報告しながら、今から設立しようなる文書があるということは、どうも理解し難いんです。そのあたりのことを、危機管理統括監にお尋ねしたいと思いません。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 議員からのお話がありました、ある市町村の件につきましては、どのような経緯でそのようなお話になったのか、詳細については承知しておりませんが、現在行われている調査につきましては、消防庁による消防防災関係調査の一環で実施されているもので、先ほど議員からのお話が

ありましたとおり、自主防災組織が活動範囲としている地域の世帯数が管内全世帯数のどの程度を占めているかという、カバー率を調査する内容となっております。

また、調査対象の自主防災組織につきましては、活動の役割分担が住民の合意によって定められていれば、組織の規約などが明文化されている必要性がないなど、その活動内容までを把握する調査にはなっておりません。

したがいまして、県といたしましては、今後、この調査方法につきましても見直し、現在行われている国の調査に加えまして、自主防災組織の活動状況を聞くなど、その実態把握に努めるとともに、引き続き、地域住民などに対する防災出前講座、あるいは自主防災組織及びこれを指導する市町村の職員を対象とした研修会を実施するとともに、自主防災活動に必要な資機材整備につきましても支援をすることで、自主防災組織活動の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○中野一則議員 見直しをして再調査されるようではありますが、もう県を通じて消防庁に報告してあるようでもありますから、来年の報告時じゃなくて、改めて100%のところだけでもいいですから、本当かということで、緊急に再調査する必要があると思うんです。また、10%未満のところにもですが、底上げをして、名実ともに90%、100%となるようお願いしておきたいと思えます。

次に、中国武漢発コロナ対策についてお尋ねしたいと思います。

P C R検査の件であります。前の質問でも、1点だけP C R検査のことについてお尋ねしたんですけれども、どうも県の報告書を見ていると、ばらばらだなど。県は、P C R検査を強化

するんだと。そして、それを二次医療圏ごとに7つのブロックに分けて強化していくんだということで、我々にも報告がありました。

それを見ると、まだ、西諸地域、それから日南・串間地域が、全く組織化されていない状況なんですよね。体制が組み立てられていない状況なんです。そのあたりのことの御説明を、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 地域外来・検査センターにつきましては、検体採取などを身近な地域で集中的・効率的に行えるよう、地域の医師会等の協力を得ながら、二次医療圏ごとの設置を進めているところであります。

設置状況につきましては、まず、西諸圏域では、現在、かかりつけ医など医療機関が連携して、検体の採取と検査を行うという方向で協議をしております。

また、日南・串間圏域につきましては、現在、検体を採取する場所などについての協議を行っている状況です。

今後、両地域での早期の設置に向け、取り組んでまいります。

○中野一則議員 西諸、あるいは南那珂のほうの考え方がありましたが、実態は、完全に開設しているのは、都城地区、延岡地区、日向地区なんですよね。西都地区も、児湯郡のほとんどがまだされておりません。それから、今言った西諸、南那珂が全くされていないし、延岡地区も西臼杵はされていませんよね。まだ、ばらばらなんですよ。

いろいろ検査方法があるけれども、PCR検査が一番すばらしい、いいという報告も何回となくされておりまして、統一した状況でPCR検査を行っていただきたいなと思っているんです。

それで、西諸については、小林市が別途いろいろと調査をするようになっているようですが、それに頼るんじゃなくてやってほしいと思う。

私は、なぜ、西諸地域にこのPCR検査体制ができていないんだろうかと思ったら、二次医療圏として西諸は大きな病院がありませんからね。一番大きいといっても小林市民病院でしょう。そこだけでこの体制はできない状態なんです。そういうところは、保健所が中心になってつくるようになっているんだから、極力、保健所が中心になってやっていくべきだと思うんですよ。

そういうことで、最初の体制ができるように取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、国勢調査についてお尋ねをいたします。

いよいよ、先日から国勢調査がスタートしました。それで、ニュースとしては数日古いんですけども、今年は、国勢調査が大正9年に始まって、ちょうど丸100年ということで、記念すべき国勢調査の年なんです。

ところが、いろいろと時代背景も変わったりして、コロナの影響もあるのか知りませんが、調査員の担い手が不足しているということで、全国では10万人から20万人も不足しているという新聞報道だったんですよ。

それで、宮崎県の準備体制はうまくいったのか、調査員の確保はできたのかどうか、総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 令和2年の国勢調査につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、全国的に国勢調査員の確保が大きな課題となっております。

このため、総務省におきましては、少ない人数の調査員でも調査ができるよう検討が行われまして、調査書類の配布期間の延長や不在世帯への再訪問回数の緩和、インターネット回答の促進などの対応策が示されたところであります。

本県の調査員の数でございますが、当初予定しておりました約6,000人に対し、約5,300人を確保したところであります。

国が示されました対応策に沿って、調査員の負担軽減を図った上で、公的統計の中核であります国勢調査にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 県内においても、実に700人少なかったということですから、この傾向はしばらく続くと思うんですね。この国勢調査というのは、非常に素晴らしい調査ですから、これがないと政策もなかなかでき得ないと思いますので、調査員の確保を含めて調査が順調にいくように、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

ところで、今年8月1日現在の宮崎県の推計人口は106万4,000人です。国勢調査による県の総人口は、実際どのくらいになるのか、見通しがあれば、これも総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 本県の推計人口は、今年8月1日現在、前回の国勢調査の結果から約4万人少ない106万4,353人となっております。

この推計人口は、住民票の異動等を基に算出しておりますけれども、一方で、国勢調査は、住民票の有無にかかわらず、実際にその地域に住んでいらっしゃる人を対象としております。

このような違いがございますため、推計人口

をもって国勢調査の結果を正確に予測するということはできませんけれども、過去3回分の国勢調査の結果と調査時点の推計人口とを比較して見ますと、マイナス約4,000人からプラス約7,000人、率にいたしますとマイナス0.3%からプラス0.6%程度の差になっております。

このようなことから、今回の国勢調査におきましても、直近の推計人口とおおむね近い数字になるのではないかと考えております。

○中野一則議員 いろんな計画がありますが、特に総合計画での人口推計も、ちゃんと年度ごとに書いてありますよね。私の見通しでは、令和2年度は目標より5,000人減じゃないかなと思うんです。そのことが、総合計画等に影響しないかどうかをお尋ねしたいと思います。これも、総合政策部長にお願いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 議員御指摘のとおり、今年8月1日時点での本県の推計人口につきましては、国立社会保障・人口問題研究所の推計をベースにした、県総合計画における人口推計を約5,000人下回っております。

このような中、県の総合計画におきましては、人口減少への対応を最重要課題に位置づけておりまして、2030年には総人口100万人程度を目指すこととしております。

人口推計を上回る勢いで人口減少が進んでおりますことには危機感を持っておりまして、これまで以上に総合計画を着実に推進いたしますとともに、今回の新型コロナの危機を契機とした地方回帰の動きもございますので、これに対応し、人口減少に少しでも歯止めをかけ、地域の活力を維持できますよう、関係部局とともに、必要な対策にスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 今、コロナで云々と言われま

したが、やはり政策をより以上にしないと、なかなか増えるものじゃないと思うんですよ。コロナの影響で、テレワークとか新しい生活様式とか、地方にとっては非常に人口を増やすチャンスでもあるんですよ。それも、どこもそういうチャンスを迎えているわけですから、ほかの県に負けるような政策じゃ、何もならないんです。画期的な政策を緊急に出さないと大変だと思っております。

特に、東京都の人口が今年の5月から、コロナの影響だろうと思うんですが、今までは自然動態が減少だったのが、社会動態のほうも減少になりました。6月は、また逆でしたが、7月も減少。恐らくこれからそういうふうが減っていくと思うんですよ。先ほども言いましたとおり、テレワークとか新しい生活様式、こうすれば、田舎にいて仕事ができるわけですからね。

繰り返しになりますが、かなりのいろんな対応策を緊急に施さないと、宮崎県に足が向かない、Uターン・Iターンを含めて向かないということになります。こういう時代になっても宮崎県の人口が減っていくようではどうかなと思いますので、当初掲げた総合計画に沿った人口をキープするように、政策を進めていただきたいと思っております。これについては知事に、やる気というか、政策の展開も含めたことをお聞きしたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、都市部のリスクが顕在化する中、企業の経済活動や人々の価値観に大きな変化が生まれておりまして、ゆとりある暮らしや豊かな自然などに新たな角度から光が当たり、地方に対する人々の関心が高まっているものと考えております。

さらには、デジタル化・リモート化による場

所や時間を選ばない働き方が広がり、都市部から地方へ人や産業を呼び込む大きなチャンスになるものと捉えております。

このような認識の下、議員御指摘のとおり、あまたある地方の中から、本県が「選ばれる地域」とならなければならないわけでありまして、豊かな自然や食、恵まれたスポーツ環境といった、経済指標だけでは表せない「新しいゆたかさ」など、本県ならではの魅力を積極的にPRするとともに、良質な雇用の場の確保や子育て環境の整備、さらには地域における医療の充実を図ることで、この宮崎で暮らし、働き、子供を産み育てたいと思ってもらえるような、魅力ある県づくりに全力で取り組んでまいります。

○中野一則議員 ぜひ、そういう取組を一刻も早くやってください。年度ごとじゃなくて、月ごとにまとめるような感じで進めていただきたいと思います。

次に、えびの高原の再生について質問させていただきます。

まず、国民宿舎えびの高原荘についてであります。ここはコロナで休業となってから今日まで、ずっと休業をいたしております。6月には、知事がわざわざ出向かれて、ここを視察されました。それで、何とかこれを開業せよということで、説得に行かれるのかなと思ったら、知事は意見交換に行かれたというふうに、報告書では見ました。公の施設が休業しているわけですから、それを意見交換ではなかろうと思ったんですよ。

そのあたりのことを、営業再開に向けてを含めて、これは知事にお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） えびの高原は、青島や高千穂などと並びます本県を代表する観光地で

あります。県営国民宿舎は本県観光の拠点施設として、また、地域経済への貢献の観点からも大変重要な役割を担っているところであります。

新型コロナウイルスの影響によりまして、現在の指定管理者を含む宮交グループ全体が大変厳しい経営状況にありまして、国民宿舎の営業再開も難航しているとの報告を受け、大変心配していたところであります。このため、自らの目でしっかりと現場の状況を確認したいという思いで、えびの高原荘に赴いたものであります。

当日は、ミヤマキリシマの花が咲き始め、初夏のえびの高原の魅力を満喫いただける時期でありまして、改めてこの運営会社の社長に対しまして、「この魅力的な場所にある国民宿舎が活用されないのは、誠にもったいない。これから様々な観光キャンペーン等も展開をされる。こういう支援策を享受するという観点からも、一部でも、また臨時的にでも再開する道はないのか、様々な選択肢を考えてほしい」という私の強い思いをお伝えしたところであります。

また、担当部局においても、営業再開に向けた協議を重ねてきたところでありますが、残念ながら、その見通しは立っていない状況であります。

一方で、現在、次期指定管理者を選定中でありまして、現在の指定管理者には、少なくとも施設の維持管理や雇用の確保など、事業継承のため、その務めを果たすよう求めてまいります。

○中野一則議員 知事は、現在の指定管理者である宮交ショッピングアンドレストランに対して甘いと思うんですよ。県の施設ですからね、高原荘は。これを開業していないということは、大

きな問題ですよ。宮崎県のトップである知事が説得して、開業させないかんと思うんです。非常に甘いなという気がいたします。

では、同じ宮交ショッピングアンドレストランが指定管理をしている屋外アイススケート場が、いよいよシーズンを迎えます。ここは開業されるんですよ。知事にお尋ねします。

○知事（河野俊嗣君） えびの高原アイススケート場は、毎年、平均で3万3,000人、多いときには4万人近くの方に利用いただいている重要な施設であると考えております。

国民宿舎と一体的に運営しているという課題はありますが、アイススケート場は、冬のえびの高原の観光の目玉でありますことから、その営業について、現指定管理者ともしっかりと協議してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 今から協議するんですか。スケート場を開くか開かぬか、今決めないといけないんですよ。これは、知事の命令で「開業しなさい」と言ってくださいよ。指定管理者である宮交はその責任があると思いますよ。ここが、もしスケート場を開かなかったとすれば、えびの高原は大変な問題になりますよ。

前にも言ったことがあるんですが、えびの高原は、四季を通じていろんな形で、観光や行楽や登山やスポーツができる場所。冬は、アイススケートしかないんですよ。アイススケート場があるから冬場に来るんです。それがなかったら、今、厳しい中であつても一生懸命営業している人たちは、誰もいないから大変な目に遭いますよ。

もし営業しなかったとすれば、これは県の責任。営業しなかった場合の理由は、コロナということで理解されるんですか。これも知事にお尋ねしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） しっかりと指定管理者としての役割を果たしていただくよう、協議をしてみたいと考えております。

○中野一則議員 今から協議して何とか開こうという意気込みだと思うんですよ。そのようになればと思います。今、宮交ショッピングアンドレストランがあそこにはないのに、どんな準備をして屋外アイススケート場を開くんだらうかなと思うんです。休んでいて、ぱっとあそこを開けるものかどうか、非常に危惧いたしております。ぜひ、開業するように説得をしてください。もし、しない場合は、周辺のいろんな事業が大変な目に遭いますので、これはコロナでずっと休んでいるわけですから、コロナ休業ということで、必要な対策を打ってくださいね。お願いしておきます。

これも、お願いではいけない、答弁を求めたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘を真摯に受け止めて、努力を重ねてまいります。

○中野一則議員 努力ばかりじゃいけませんから、実現で頑張ってくださいね。

次に、指定管理者が平気で休むということは、今ある基本協定書、契約書が非常に弱いんですよ。営業しなけりゃならないということ担保した契約内容になっていないんです。ですから、新たな指定管理者に云々ということを知事は言われましたが、これから指定管理に入るところとの契約内容を、噴火したからとか、いろんな疫病云々で、この前みたいに休まなけりゃならないときもあると思うんです。指定管理者側の都合で休むということがないように、基本協定書の中に、ちゃんと営業を担保する条文を入れてほしいと思うんです。それを、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 国民宿舎の営業再開に関します現在の状況を踏まえますと、御指摘のように、次の指定管理者によりまず営業の継続性を確保していくことは、大変重要な課題であると認識しております。

このため、今後、次期指定管理者と管理運営についての必要な事項を具体的に取り決めていくことになると思っております。次期指定管理者が指定できればということではありますが、そういう流れになっていくと思います。当然、自然災害とか、極端な景気の落ち込みといったような要因もあると思いますので、それら全てをとるところは難しいかも分かりませんが、できる限り営業の継続が可能になるような方策を、基本協定の条文なのか、その解釈なのかということはあると思っておりますけれども、そういった協議をしっかりと行った上で、その確保に努めてまいりたいと思っております。

また、指定管理者の経営が良好に進んでいく、こういったことも大切であると思っておりますので、地元の自治体でありますとか関係機関と連携をいたしまして、国民宿舎の利用促進を含めて、えびの高原全体の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 解釈で云々とも言われましたが、解釈じゃできないから事業再開していませんからね、今の指定管理者は。解釈で云々するとまずいですから、やっぱり条文にうたい込んでほしいと思うんです。

触れないつもりでしたが、なぜ、私がこういうことを言うかということ、先ほどは知事に、宮交に対して甘いとも言いました。今、宮交さんは3期目の5年目なんですね、15年目になるわけで、1期目のときには、引き受けた指定管理者は、当初から赤字で非常に大変だと。だから

何とかしてくれということで、かなり要望してきた。それでも、指定管理料をきちんと払わせてきたんですよ。5年間の指定管理料が1億7,500万円でした。1円もまけずに、とにかく営業しろということで、結果的に営業させたんです。そして2期目の宮交になったときには、1億円をサービスして7,500万円の指定管理料に、うんと下げたんですよ。そういう状況なんです。だから、2期目で下げたということは、1期目のときには、「やっぱりこれは高かったな、指定管理料が高かったんだな」という反省が県にもあったということですからね。1億7,500万円を7,500万円にしたんですから、1億円もカットしたんですから。そういう中での宮交系列の今の営業なんです。

だから、やはり厳しく——1期目のときにはどんどん営業させて——コロナがあろうが噴火があろうが、ほかの店は、えびの高原は誰一人休まずに、みんな苦しい中で営業してるんですからね。会社そのものにいろんな問題があっても、やはり営業させる。そうしないと、これからのアイススケートのシーズンも、いかなものかなと思うところであります。

次に、国立公園満喫プロジェクトについてお尋ねしたいと思います。

これは、前にも1回質問をしました。上質な宿泊施設、いわゆる高級ホテルを造ろうということなんです。誘致が進んでおりません。そのあたりのことを、環境森林部長にお尋ねします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 上質な宿泊施設の誘致につきましては、候補地が国有地でありますことから、国、県、えびの市による実行委員会においては、公募による誘致活動を進めることとされております。

しかしながら、公募に先立ち実施しました金融機関、不動産業者等8者との対話の中で、えびの高原について、「楽しめるアクティビティが少ないことや、アクセス環境の改善が必要などの理由から、進出環境としては厳しい」との御意見を頂きました。

また、霧島山の火山活動が継続していることもありまして、実行委員会において、早期の公募は厳しいと判断され、まずは、民間事業者が参入しやすい環境づくりを進めることとされたところであります。

このため県では、関係機関と連携しながら、グランピングの試行や多様なアクティビティの開発、プロモーション強化、老朽化した施設の再整備、道路改良等に取り組んでいるところであります。

○中野一則議員 取組が非常に弱いですよ。もっと行政が力強く中に入ってリードしてやると、民間の会社は来ないですよ。ホテル業は来ないですよ。

さっきは火山活動云々と言われましたが、実は新燃岳の裾野で、今、有名な星野リゾートが、一生懸命あそこに高級ホテルを建設中ですよ。そこの行政の関係者に言ったら、もう一生懸命誘致してきたんだと、行政が先頭を切ってやってきたんだと。鹿児島県はそんなふうに一生涯懸命やってるんです。宮崎県も、何だかんだと一部の民間の人が言うところばかりじゃなくて、そういうのを。火山のことについても、環境のことも、えびの高原は厳しいですよ。そこになぜ、そういう高級ホテルが、今できつつあるのかですよ。やっぱりそのことを踏まえて取り組んでもらわないかんと思っております。もう一度、御答弁お願いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 上質な宿泊施

設の誘致につきましては、先ほど議員からもお話がありましたが、火山活動が継続しているということもあります。新型コロナウイルスの感染症の影響もありまして、厳しい状況ではございますが、えびの高原全体の魅力向上に大変重要なものとは考えております。

県といたしましては、最近のアウトドア活動ニーズの高まりも踏まえまして、これまで実施してきました、火口湖を利用したスタンドアップパドルボート、それから野生鹿が見られるナイトトレッキングなど、ここでしかできないようなアクティビティの磨き上げを行いますとともに、遊歩道や登山道、給水施設の再整備等、事業者が参入しやすい環境づくりに引き続き取り組んでまいります。

加えて、現在、継続が検討されております満喫プロジェクトや予算の状況など、国の動向も注視しながら、実行委員会において、今後の誘致の在り方検討が進められるよう、関係機関との協議を行ってまいりたいと考えております。

○中野一則議員 とにかく、満喫プロジェクトで高級ホテルを造るということで出したんだから、その実現に向けて、ぜひやってください。そして、今ある国民宿舎と相乗効果を図って、にぎわいを取り戻してほしいと思っております。

次に、同じく環境森林部長に、飲用水確保対策についてお尋ねします。

今、県の給水施設を造り替えるということで、令和元年度からやっておりますが、その進捗状況を教えてください。

○環境森林部長（佐野詔藏君） えびの高原で利用されております給水施設は、県管理の施設と、えびの市管理の施設の2系統がございます。

このうち県管理の給水施設は、老朽化に伴う断水や漏水に加えまして、利用施設から距離のある取水口や受水槽の保守点検など、維持管理が大きな負担となっております。

このため、国の制度事業を活用しまして、昨年度は、改修のための全体設計を行い、3年後の令和4年度末に完成を目指すことといたしました。

これに基づき、今年度は、国と協議を行いながら、受水槽建設予定地の地質調査に着手しますとともに、エコミュージアムセンターなど、利用施設周辺の配管工事について、年度内着手に向け準備を進めているところであります。

○中野一則議員 県の進捗状況は分かりました。

先ほど、ちょっと市の給水施設のことも触れられましたが、ここは、実は数日前に断水しております。パイプが破裂して、また断水なんですよ。もともと宮交が廃業した理由の一つに、給水施設、水道施設がいつも壊れていると、破損しているということも大きな原因だった。何か月も休んでおりましたからね。やっと部品があったということで再開をしたのが、今は市の施設になっているんです。

それで、今、この給水施設は、はっきり分かりませんが、えびの高原ホテルが昭和33年にできましたから、そのときに造った施設だと思うんですね。だから、もう62年経過しているということです。

県でも、いろいろ古くなった、老朽化したということで、今、造り替えているんです。こちらのほうも造り替えないといかんと思うんです。

それで、商工観光労働部長にお尋ねしますが、宮交からえびの市に、これを無償提供する

ときに——無償だからただだったんですよ。我々は昔から、ただほど高いものはないと言っているんですが。今でもえびの市はいろんな投資をして、かなりのお金をつぎ込んで、いろいろやり替えていますよ。これに水道が駄目になったら、1億円じゃ足らんでしょう——こういう施設だということの認識の上に、えびの市に仲介したのかどうかの確認をさせていただきたいと思います。これは、商工観光労働部長をお願いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） これまでの経過につきまして、宮交ショッピングアンドレストラン、それからえびの市にも確認をいたしましたけれども、給水施設につきましては、足湯の駅と併せまして、その存続に向けて、宮交側からえびの市に直接、協議を行われたということでございます。

県に対しましては、その協議の途中経過については、情報提供はいただいていたところでありまして、県が仲介をしたというようなところではないと認識しております。

○中野一則議員 責めはしませんが、仲介したんですよ。仲介したからえびの市は引き受けたんですよ。私は、あの当時、本来は国が引き受けるべきものだと、最低でも県が引き受けるべきところだと主張してきたじゃないですか。それを、いつの間にか市にやったんですよ。まあそれはいいでしょう。

それで、今、断水状態なんですよ。県の施設を、今、造りつつあるんですが、今ある施設と、何か直結して、連結してできないものですかね、環境森林部長。

○環境森林部長（佐野詔藏君） えびの市が管理されている給水施設については、議員からありましたように、県の施設と同様に老朽化して

おります。先ほど話がありましたように、先週も漏水が確認されて、今、復旧対応を進められていると伺っております。

県といたしましては、えびの高原全体の水の安定供給が図られますよう、今年度、改修工事に着手しました県の給水施設について、受水槽容量を現在の2.3倍に高めますとともに、市の給水施設との連結について、調整を行っているところであります。

今後、県の工事の進捗を踏まえながら、連結の時期・方法等について、協議を続けてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 新しい施設のときにはしてほしいと思うんですが、今の施設でも、一日も早くやってくださいよ。知事が、えびの高原に行かれた6月9日に行った、足湯の駅えびの高原の施設が、林道のほうも含めて全く使えない状態ですからね。今、そういう状態になっているんですよ、水がないばかりに。宮交さんも、それで非常に苦勞をされたんですよ。それで手放されたんですよ。えびの市も、せつかく公営になったわけですから、そういうことがないように、ぜひお願いをしておきたいと思います。

次に、県道30号えびの高原小田線、それから103号栗野停車場えびの高原線であります。これを改良するというので、両方進めておりますが、この進捗状況を、県土整備部長にお願いします。

○県土整備部長（明利浩久君） 県道えびの高原小田線につきましては、えびの高原の観光道路としてはもとより、防災上の観点からも重要な路線であります。

このため、白鳥温泉下湯付近からえびの高原までの間に点在する未改良箇所のうち、約2.8キロメートルを末永工区として整備を進めてお

り、これまでに約600メートルを供用し、今年度末には、さらに約400メートルを供用する予定であります。

引き続き、早期完成に努めますとともに、残る未改良箇所、約500メートルの整備につきましても、当工区の進捗を踏まえながら取り組んでまいります。

次に、県道栗野停車場えびの高原線につきましては、昨年度、鹿児島県と調整が図られました未供用区間のルートにつきましても、火山活動の影響を確認するため、今年度、現地調査や地質調査を実施しているところであります。

また、本ルートは、国立公園区域内の特別地域を通過することから、環境省など関係機関と協議を行いながら、引き続き、植物の現況調査など必要な調査を進めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 前の答弁と全く一緒なんですよ。進捗状況を聞いているんですから、今は何十％だという、数字ぐらいの報告はしてほしかったと思うんですよ。進んでいないというふうに理解をいたしました。

それで、この県道30号にしても103号にしても、さっきは観光、防災と言われました。その必要性があるんですよ。防災を我々が言い出したのは、来年の1月で、もう丸10年になりますよ。新燃岳が噴火して、来年の1月で丸10年になるんですよ。そのときから、避難道路を何とかしてほしいと訴えてきたんです。それが、10年なのになかなか進んでいないという状況なんです。

知事にお尋ねします。そういう環境の県道30号なんですけど、6月9日にせっかくえびの高原に行かれて、いろんなことを視察、あるいは意見交換されているけれども、土木事務所からも

来て、県道1号等は現地視察もされておりますが、30号については通られたと思うんですけども、全く視察するというところまではいっていないんじゃないかなと思うんです。その確認を、知事にさせてください。

○知事(河野俊嗣君) 実際にこの道路を通って参ったところでありますので、通過中にその道路の状況等も確認をしたところであります。

先ほど来、答弁がありますように、この県道えびの高原小田線につきましては、県内外から高速道路を利用して来られる観光客のえびの高原へのアクセス道路として、広域的な観光周遊ルートを形成する重要な路線であると考えております。

火山活動が続く中で、県道1号小林えびの高原牧園線が通行止めとなっておりますことから、えびの高原への唯一のルートとして、この路線はますます重要であると考えておまして、まさに、この現地を視察した際、早期整備の必要性も確認をしたところであります。

○中野一則議員 確認はしていないんでしょう。土木事務所はここに行っていないんですよ。土木事務所が来て、ここはどうだこうだという説明をさせて、確認になるんでしょうが。あなた方は、さっと通っただけでしょう。それでは確認にならないのですよ。ただ、見物ですよ。

もう何回も言っておりますが、えびの高原の再生のためには、この30号の全線2車線化を急がないと駄目なんですよ。前から言っているのに、今もう大型バスは1台も通らないんですよ、えびの高原には。えびの高原に宮崎県からは1台も行っていないんですよ。それを、どんどん通れる道路にしてほしいということを、訴え続けてきているんです。知事の命令で、早

速、全線開通を1年以内にするというぐらいの指示をしてくださいよ。それはお願いにさせていただきます。終わります。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時0分開議

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) 通告に基づいて質問をまいります。

まず最初に、台風10号によって被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げるとともに、椎葉村において行方不明となっておられる4名の方の一刻も早い発見を、心から祈念するものであります。

新型コロナウイルス感染症は、たちまち全世界に広がり、約2,895万人が感染し、約92万5,000人が死亡いたしております。無論、今も進行しているところです。

感染による死者数は、アメリカが19万8,000人、イギリスが4万1,600人、イタリア3万5,600人、フランス3万900人、スペイン2万9,700人、ドイツ9,400人で、先進国において多くの犠牲者が出ているのが特徴だと思えます。

日本においても、5月10日の時点で感染者は1万5,000人で、フランスやドイツの10分の1、イタリアやスペインの15分の1でありましたが、都市部等において「医療崩壊の瀬戸際」の危機的状態であったと言われております。

コロナ危機は、世界でも日本でも、社会の脆

弱さを明るみに出しました。この危機を体験して、「こんな社会でいいのか」「こんな政治でいいのか」という思いが、政治的立場を超えて広く生まれていると思います。本議場においても、さきの6月議会から議論をされているところであります。

このような悲惨な事態を招いた背景を、幾つかの資料から明らかにしたいと思います。

先進各国の病床数であります。OECDのデータで、2000年と直近を見ますと、人口10万人でアメリカは349床から277床へ、イタリアは471床から318床へ、イギリスは408床から254床へ、フランスは797床から598床へと6割から7割台に減少をさせております。

日本国内のケースについても述べておきたいと思えます。日本のICU(集中治療室)は、人口10万人当たり僅か5床であり、これはドイツの6分の1、イタリアの2分の1にも届きません、医師の数は、人口1,000人当たり2.4人で、OECD加盟国36か国中32位であり、OECD平均から見ると、14万人の医師が不足していることとなります。保健所の数についても、もう既に議論となりましたが、1990年の850か所から、2019年には472か所へ激減させております。

こうした下で、4月、5月の感染者が欧米諸国のように発生していたなら、イタリアやスペイン等をはるかに超える深刻な事態になったことは、容易に想像できるものであります。

何がこうした社会的脆弱さをつくり出してきたのか、一言で言うと、それは新自由主義によるものであると我が党は考えます。新自由主義とは、全てを市場原理に委ね、企業のもうけを最優先する考え方で、1980年代から世界的規模で押し進められてまいりました。

具体的な内容としては、非正規をつくり出した労働法制をはじめ、あらゆる規制の取り払い、社会保障をはじめとする公的サービスの切り捨て、「自助・共助」などに代表される自己責任の押しつけ等であります。

こうした考えに立っているのは、日本共産党だけではありません。ノーベル経済学賞を受賞した、コロンビア大学のジョセフ・スティグリッツ教授は、「世界一豊かな米国がコロナ禍で露呈したのは、人工呼吸器・防護服・マスクなどが欠如しているという惨めな現実だった」「イデオロギーは市場原理を偏重する新自由主義、政策は規制緩和、福祉削減、緊縮財政、つまり小さな政府。大企業を優遇すれば経済が活性化し、全体の暮らし向きがよくなるという理屈です。全くの過ちです。新自由主義の名の下に、富裕層が強欲な利己主義を發揮しただけ」このように「全くの過ち」であり「惨めな現実」をつくり出したと、痛烈に批判をされております。

イギリスのサッチャー元首相は、新自由主義を進め、「社会なんていうものはない。自分の面倒は自分で」と主張していたのですが、同じ保守党の党首であるジョンソン首相は、自ら感染の経験を通して、今回、「コロナウイルスは社会というものがまさに存在することを証明した」「我々の国民保健サービスを守れ」とこのように発言をいたしまして、世界は驚きをもって受け止めました。

コロナ危機を体験し、私たちが何を学ぶべきか、大変重要だと思います。私は、新自由主義こそが、社会をもろく脆弱なものにしてきたと思います。知事の所見を伺いたいと思います。

あとは、質問者席より行います。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

新自由主義は、政府の果たす役割が大きくなり過ぎた結果、自由な経済活動を阻害しているとの基本認識に立った上で、財政支出の削減を図り、グローバル化や規制緩和によって、経済活性化を図ろうとする考え方であると理解しております。

そのもたらした影響につきましては、民間活力によって、多様な新しいサービスが生まれ、イノベーションも進んだ一方で、格差の拡大や非正規雇用の増加が見られるなど、様々な評価があるところですが、経済が成熟期に入的过程中で新しい形で活路を切り開いたという役割もあったものと考えております。

新型コロナウイルス感染症は、社会や経済に大きな影響を与えており、人々の価値観も大きく変容する中で、これからのコロナとともに生きていく社会におきましては、経済も含めて、これまで以上に共感と連帯に支えられた社会が求められてくるものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○来住一人議員 全国の公私病院連盟の会長は、「本来、医療には緊急時のための余裕がないといけません。しかし、国は「効率至上主義」で、ベッドを常に入院患者でいっぱいにならないといかんような診療報酬にしてしまった。(中略) こういう緊急時になると「頑張れ」と言いますが、いつも手足をくくられて仕事をしているような状況です」と、このように話されております。

日本での新自由主義の最初の起点となったのは、1980年の臨調行革であります。当時、何とされていたかといったら、「このまま医療費

が増え続ければ、国家が潰れる」と。こうして医療費を削ることにかじを切りました。その結果、今回明らかになったように、ベッドも医師も看護師も不足し、医療崩壊の瀬戸際まで追い込まれてきました。

政府は、今回のことから教訓を得るようなことはせずに、地域医療構想の下、さらに医療機関と病床を削減する方針で、その対象となる病院名まで明らかにしており、この期に及んでも、この構想を撤回する方向ではありません。具体的には、2018年、124万6,000床あったものを、2025年には119万1,000床、5万5000床削減する計画のようであります。

この政府の病床削減、病院削減についての知事の見解を求めているとお思います。

○知事（河野俊嗣君） 現在、各地域の調整会議におきまして、2025年に向けた持続可能な医療提供体制について、協議が進められております。県では、医療機関の再編統合や病床削減ありきではなく、地域の実情を踏まえた議論の促進を図っております。

こうした中、国は、昨年、公立・公的病院名を公表し、本年9月末までに将来方針を再検証するよう求めておりましたが、新型コロナウイルスの影響もありまして、地域医療構想の進め方につきましては、再検証の期限を含め、改めて整理するとの方針が先月末に示されたところであります。

今後は、新型コロナウイルスで明らかとなりました公立・公的病院が果たしている役割の重要性などを踏まえ、地域における丁寧な議論を促進しながら、県民が安心して暮らすことができるよう、医療体制の維持に努めてまいりたいと考えております。

○来住一人議員 昨日、自民党総裁になられた

菅官房長官は、総裁選挙に当たっての日本記者クラブでの討論会で、目指す社会像というのは「自助・共助・公助」というボードを掲げておられました。

私は申し上げたいんですけど、誰もがみんな、誰の厄介にもならないようにと思って頑張っていると思います。そしてまた、隣の人が助けを求めれば、みんな快く助け合っているというのが、今の社会だと私は思います。「自助・共助・公助」というのは、自己責任を押しつけるもので、政府の責任を放棄する新自由主義の典型であるということを指摘しておきたいと思っております。

私ども日本共産党は、コロナ危機を克服し、よりよい社会を目指す7つの提案を示しております。

第1は、ケアに手厚い社会です。社会保障に対する公的支援は、GDP比22.7%です。これは、ドイツやフランスの7割から8割の水準です。第2は、人間らしく働ける労働のルールをつくることです。第3は、一人一人の学びを保障する社会です。第4は、危機にゆとりを持って対応できる強い経済をつくることだと思います。第5は、科学を尊重し国民に信頼される政治を確立すること。第6は、文化芸術を大切にする国をつくることだと思います。第7に、ジェンダー平等の社会をつくること。この7つのことが、今回、このコロナ危機を通じての日本共産党の提案であります。

この第7のジェンダー平等に関して付け加えますと、給付金が世帯主にまとめて支給をされました。これによって、受け取ることでできない女性が生まれました。世帯主は戦前の家制度を引き継いだものでありまして、憲法や法律の精神、また、ジェンダー平等という立場からも

重大な問題を抱えていると思います。我が党は、世帯主規定の廃止を求めたいと思っております。第7項について、時間もありませんので、柱を中心にした話となりました。

第4の強い経済をつくるという問題との関連で、コロナ危機を通じて、特に零細業者の皆さんは、消費税の納税に行き詰まっているのが現状だと思います。経済を立て直すために、消費税率の引下げが、今、大きな政治的課題になるようにしております。税率引下げが経済を立て直すポイントになっていると私は思いますけど、知事の所見を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 新型コロナウイルス感染症の影響によります経済の落ち込みに対応するため、各国が様々な対策を講じている中で、一部の国でこうした付加価値税の減税が行われていることは承知をしております、一般論としては、経済対策における選択肢の一つであると考えております。

消費税は、税収の規模が大きく、比較的安定しておりますことから、財政健全化を図りつつ、社会保障をはじめ、暮らしに必要なサービスを維持していく上からも、極めて重要な税であると考えております。

仮に、税率引下げの議論が行われる場合には、国において、社会経済情勢を見据えつつ、国と地方の財源確保がしっかりと図られるよう、慎重に検討していただきたいと考えております。

○来住一人議員 財源問題で、知事と討論し合うということはいたしません。

コロナ問題についての質問を終わるに当たって、一言申し上げたいと思います。

全体として見るなら、第2波が弱まりつつあると思います。私は、今こそ政府の責任で、P

CR検査を点と線ではなくて、面として本格的に進めて、確実にこれを封じ込め、第3波を発生させないことが必要であると思います。

次の問題に入ります。

防衛省は、新田原基地で、米軍用の弾薬庫等の施設建設工事に着工いたしました。もともと普天間基地が返還された後に、機能の一部を新田原に移設する計画でありましたが、これが一方的に変更されて、その内容は、施設工事が完了後に使用するというものになっております。

この変更について、県はいつ説明を受けたのか、また県は、その変更を了承したのか、統括監の答弁を求めたいと思います。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 県では、今年の2月28日に、九州防衛局から、新田原基地の緊急時使用のための施設については、「2022年度までに米軍へ提供できるよう整備を進めているところであり、工事が完了し、提供手続が整えば、緊急時の航空機受入れ機能が新田原基地へ移転すると考えている」との説明を受けたところでございます。

県といたしましては、これまで国から、「普天間飛行場の代替施設である辺野古の完成後に、緊急時の機能が新田原基地へ移転すると考えている」との説明を受けており、普天間飛行場からの機能移転時期の考え方が変わりますことから、今後の対応等につきまして、地元市町と協議をしているところでございます。

○来住一人議員 9月2日に、私ども党県議団と党県委員会は、福岡の九州防衛局と交渉をいたしました。内容は、住民説明会をしっかりと行えということと、工事をやるなというこの2つの点でありました。このときに、新富町の町長も、普天間基地の一部移設は辺野古基地完成後と理解し、認識されているということ、防衛

省も認めているものであります。これは非常に重大だと我々は思っております。地元の町長さんが、今の防衛省の方針を理解していないということになります。

このような状態でありますから、まずは、工事を中止するように防衛省に求めるべきだと思いますけど、知事の所見を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 外交・防衛に関する問題は、国の責任で適切に対応するべきものでありまして、新田原基地の米軍の緊急時使用に係る施設整備につきましても、安全保障体制の確保や沖縄の負担軽減など大局的な観点から、日米両国間の政府レベルで調整の上、実施されるものと考えております。

しかしながら、普天間飛行場からの機能移転の時期につきましては、国のこれまでの説明と考え方が変わりますので、今後の対応等について、関係市町と協議を行っているところであります。

県としましては、弾薬庫の安全性など地元の不安もお聞きしておりますので、県民の安全・安心の確保のため、できる限り詳細な情報提供や丁寧な説明を国に求めていくなど、引き続き地元へ寄り添って対応してまいります。

○来住一人議員 地元の町長さんをはじめ町も、防衛省のその変更したことについて、了解したわけでもない。県も、今聞いた話では了解していない。そういうときに一方的に工事を始めると。それは全く民主主義から外れると僕は思います。話合いをするんだったら、まずは工事をやめてからしっかり話合いする、理解を求めるというのが筋だと僕は思います。そういう意味でも、確かに防衛については国の専権事項だと、これは知事が前から言われているわけ

ですけど、私から言わせれば、いわゆる専権事項といっても、それはまさに国民のものであるわけです。改めて強調しておきたいと思いますが、まずは防衛省に対して、中止してくれということを要求するというのが当然だと、このように思います。

教育行政についてお聞きします。

2月27日に安倍首相が、全国一斉休校要請を行いました。文科省も政府専門家会議も関知しない、首相官邸の独断でありました。文科省は28日、全国一斉休校を求める事務次官通知を出しております。

まずお聞きしたいのは、この通知を受けて、県教育委員会としてはどのような対応をされたのか、答弁を求めたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 県教育委員会では、お話にありましたが、全国一斉の臨時休業を要請します文部科学省事務次官通知を受けまして、知事と協議の上、学校保健安全法に基づき総合的に検討した結果、感染拡大の防止と子供たちの健康・安全を第一に考え、県立学校について、県内一斉の臨時休業を実施いたしました。

また同時に、県内各市町村教育委員会に対しましても、この県立学校の対応方針についての情報提供を行ったところであります。

○来住一人議員 政府専門家会議は、全国一斉休校を支持したことは一度もありません。むしろ、「子供は地域において感染拡大の役割をほとんど果たしていない」という認識でありました。

5月1日に有識者懇談会でまとめた提言は、「現在のように、学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難であり、このような状態が長期

間続けば、子供の学びの保障や心身の健康などに関して、深刻な問題が生じる」と警告をいたしております。私もそのとおりだと思います。しかし、休校は長期間にわたりました。休校によって、子供たちには、学びの遅れはもちろんでありますけど、大変な不安やストレスなども与えました。

全国では極めて少数でありますけど、自らの判断で休校しなかった自治体もあります。私は、休校しなかった自治体の教育委員会の判断が正しかったということを行っているものではありません。また今回のようなことが発生する可能性はあります。私は、一斉休校について検証すべきだと思いますけど、県教育委員会としては検証されているのかもしれませんが、検証についての教育長の所見を伺いたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 3月の一斉休業につきましては、先ほど申し上げたとおり、新型コロナウイルスの感染拡大防止と子供たちの健康・安全を第一に考えまして、実施したところであります。

その後におきましても、緊急事態宣言の全国拡大に伴う4月から5月にかけての臨時休業や、本県における7月中旬からの事実上の第2波など、新型コロナウイルスの学校生活への影響については、依然として継続しております。

このため、現時点では、感染拡大防止の取組を徹底した上で、児童生徒の学びを保障するための対策を一層しっかりと進めていくことが重要であると考え、懸命に取り組んでいるところであります。

○来住一人議員 検証されていないようでありますけど、次に行きます。

感染症対策専門家会議の「新しい生活様式」は、1つ、身体的距離を確保すること、できる

だけ2メートル、最低でも1メートル、2つに、マスクの着用、3つに、手洗いを挙げております。

この「新しい生活様式」を学校で実践することは不可能だと思いますが、どのように対応されているのか、答弁を求めたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 学校におきましては、文部科学省が示しております「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や、県教育委員会で作成しました「県立学校における新しい生活様式」を参考に、感染症予防対策を行っているところであります。

このマニュアルには、感染症の発生が散発的な地域であれば、学級内で1メートルを目安に児童生徒同士の間隔を取ることや、感染者が急増している地域であれば、例えば、近距離で行う室内の合唱といった感染リスクが高い学習活動を行わないなど、感染状況や学校の実態に応じて細かく具体例が示されておまして、その内容も随時改訂されているところであります。

今後とも、新型コロナウイルス感染防止に取り組みながら、授業や部活動、各種行事等の教育活動を工夫いたしまして、継続して子供の学びの保障に努めてまいりたいと考えております。

○来住一人議員 文科省が出している新しい様式についての3つのパターンというのを、僕も見ました。それと、一般社会に対して行っている新しい様式とは、実際はかなり矛盾しているということだと思います。

次に行きます。

全国知事会、市長会、町村会の3者の会長が、連名で少人数学級を提言しております。また、安倍首相や文科大臣も、国会において前向

きの答弁をしております。例の骨太方針の中にも、前向きに盛り込まれてきました。与野党問わず、大きな関心事となっております。

少人数学級は、感染対策はもちろんですが、一人一人の子供に寄り添う教育を進めるためにも、どうしても実現しなければならない課題だと思います。教育への公的支出は、対GDP比で、日本は2.9%、OECD35か国の中で最下位です。平均の4%まで増やすなら、教員を大幅に増やし、少人数学級を実現することはできます。

少人数学級を実現していくためには、今こそあらゆる機会を捉えて、政府に要求するだけにとどまらず、国民的運動、世論にすることが重要ではないかと思えます。この課題にどう取り組んでいかれるのか、教育長の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○教育長（日隈俊郎君） 少人数学級の拡充につきましても、私どももその必要性を十分に認識しており、これまでも国に対し、教員の定数改善を要望するとともに、本県におきましては、小学校1・2年生で30人学級、中学校1年生で35人学級を導入しており、さらに、本年度はモデル校を指定しまして、小学校3・4年生で35人学級の取組を行っているところであります。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、教育関係者をはじめとしまして、少人数学級を求める社会的な要望も広がってきておまして、国においても、少人数指導に向けた方向性が、例えば、今年のいわゆる骨太方針2020でも示されたところであります。

県教育委員会といたしましては、これまでの取組の成果を確認しながら、今後とも教員の定数改善などの必要な措置について、国に対し粘

り強く要望してまいりたいと考えております。

○来住一人議員 コロナに関わって、少人数学級を求める声というのは非常に高まってまいりました。ヨーロッパあたりでは、少人数学級がずっと進んで、1クラス15人とか20人というのが、ある意味では趨勢になっている。日本だけが、40人とかそういう状況になっておまして、これを一気に20名——日本共産党は20名程度にとという提案をしました。そのために、10万人の教師が必要だということなども具体的に明らかにして、提案をしているところです。いずれにしても、今申し上げましたように、与野党を問わず、また、さっき言われたように、いわゆる骨太方針の中にもある程度前向きにこれが盛り込まれている。そういう意味じゃ、全国的に少人数学級にして、それを子供たちにプレゼントしようというのが非常に深まってきていると思えますので、我々政党としても、ある意味じゃ議会としても、例えば意見書を出すとか、そういう努力をしていかなきゃいけないなと改めて思っているところで、ぜひ、委員会としても進めていただきたいということを改めてお願いしておきたいと思えます。

次に移ります。

私は、2018年2月議会において、盗伐は絶対に許してはならず、被害者にとって最後の頼みは警察と行政であり、被害者に真に寄り添っていただきたいということを訴えました。盗伐に関する警察への相談件数だけで判断することはできませんけど、残念ながら相談件数は増加しているのが実情であります。

頂いた資料によりますと、この6年間、今年7月末までのトータルであります。相談が290件、検挙が21件、逮捕者は11人でありました。

本部長にお伺いいたします。盗伐に対する警

察としての基本的な姿勢について、改めて明確に述べていただきたいと思います。

○警察本部長（阿部文彦君） 警察では、県や市町村会、森林組合連合会等7組織と協定を結び、相互の情報共有や合同パトロールを行うなどの連携を図っており、森林窃盗に関する相談には適切に対応しております。

今後も、関係機関等と連携を図りながら、犯罪があると思料するときは、法と証拠に基づいて厳正に捜査してまいります。

○来住一人議員 相談件数に対して検挙数の21件というのが低いのか高いのか、私はよく分かりませんが、いずれにしても、相談件数が増えているというのは、非常に深刻に受け止めていく必要があると思います。

国民の税金で助成された高性能の機械によって盗伐をしてもとがめを受けないというのであるなら、被害者にとっては、もう言葉がないと思います。このようなことは絶対に許してはならないし、警察の権威にも関わることだと思います。被害届を受理してくれないという声もよく聞きます。一定の要件がないと受理できないというのは理解できますけど、受理しようが受理できまいが、受けた相談には、当然のことです。誠実に対処し、その結果を必ず相談者に返していただきたいと思います。この相談案件についてどのように対処されているのか、その基本的姿勢についても述べていただきたいと思います。

○警察本部長（阿部文彦君） 相談等に対しまして、被害の日時や場所等について、丁寧に聞き取りをするとともに、内容に応じまして指導・助言を行ったり、犯罪があると思料するときは、法と証拠に基づいて厳正に捜査しております。

今後も同様に、適切に対処してまいります。

○来住一人議員 最初に言いましたように、とにかく被害者にしてみれば、最後の頼みは警察というところになります。

そういう点から、やはり相談に来て、盗伐もされていないのに、また自分で伐採して盗伐されたとして、うそを言って警察までわざわざ行く人なんて、絶対いないと思います。そういう点では、相談されたら、それをしっかり受け止めて、本人の納得がいくように最後まで対処していただきたいと思います。

そういう点では、また改めて、私のほうも相談者に対して調査をしてみたい。それで、具体的に最後まで警察のほうに対処されているかどうかということも、正直言って調査させていただきたいと思います。

今の本部長の発言を信頼して、ぜひ、今後もまた進めていただきたいと思います。改めてお願いしておきたいと思います。

最後に、えびの市の岡元地区の問題であります。

これは、2月の議会でも取り上げた問題でありますけど、えびの市の岡元地区は、硫黄山噴火によって3年連続稲作ができずに、来年も明確にめどがついていないというのが実情であります。

私は、抜本的対策としては、国の責任によって硫黄山から出る噴出物を下流に流さない対策を取るのだと思います。百歩譲っても、国の責任によって、田んぼに取水しても問題が発生しない、そういう水質にすることだと思います。国立公園内で起こっていることですから、当然、政府が責任を取るべきだと思います。

県も構成員となっている対策協において、本

格的な水質改善施設の整備に向けて取り組まれているということでもありますけど、その内容や方法について、環境森林部長に答弁を求めたいと思います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県では、平成30年度からえびの市と連携しまして、専門家の助言の下、環境負荷の少ない、石灰石を活用した、自然の流れを生かして緩やかに水質を改善する手法により、実証試験に取り組んできたところでもあります。

この実証試験の結果を踏まえまして、昨年11月に国や県、えびの市等で構成されました「硫黄山・河川白濁対策協議会」におきまして、その本格的な水質改善施設の整備を目指すことが確認されております。

当該施設の整備や運用に当たりましては、財政的な負担も大きいことから、国に対し、財政的支援の要望を、継続して行っているところであります。

なお、現在、当面の対策として、実証試験に使用しました石灰石中和水路の補修、改良を実施しまして、水質改善施設として運用しているところでもあります。

○来住一人議員 質問を終わりますけど、先般、うちの国会議員が、県庁に参りまして、関係課の方からレクチャーを受けたところでもあります。私のほうからも改めてお礼を申し上げますと思います。

今、お話にあったように、とにかく国のほうの責任を、もっと我々も明らかにしていく。今、お話にあっているような施設を造る上でも、もっと国が財政的措置も含めて出すように、大いに努力をしていきたいということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎議長 次は、井本英雄議員。

○井本英雄議員〔登壇〕（拍手） いよいよ最後の1時間になりました。しばらく辛抱してお聞き願いたいと思います。

松井繁夫先生が亡くなられて6年になりました。松井繁夫先生を知らない人はおりますかね。おりますか、やっぱり少しはおりますね。非常に豪胆な、しかも優しい方でありました。私の話ですみません。非常に豪胆な方でありました。

先生は、高等小学校を出てすぐ警官になったんです。そして兵隊に採られて、警官ですからMPになったんです。中国に行ったわけです。そして、戦争に行くなりすぐに戦争が終わったということでしたから、一等兵か二等兵だったんでしょうけど、しかも二十歳過ぎたか過ぎないかぐらいのときに終わってしまって、要するに中国に残されたわけですよ、取り残された。

そうしたら、100人ぐらいの部隊だったらしいのですが、その部隊のところに、周りの村やら町から長たちが10人ぐらい、「あなたたちは戦争に負けました。あなたたちの持っている武器をよこしなさい」と言ってきたわけです。それで、部隊長以下将校たちは、みんな武器をまとめて渡そうとするわけです。松井先生は、「駄目だ、やめなさい」と言うんだけど、その部隊長なんかはそれを聞かんで渡そうとしたと。

そこで、松井先生は拳銃を上へ向かって2発、ぱんぱんとやったらしいんです。そうしたら、中国人たちがみんなクモの子を散らすようにいなくなってしまったと。

その後、結局、松井先生がその部隊を率いて日本に帰らなきゃいかんはめになったということでありました。帰る途中に、やっぱり中国の村やら町やらに出会うわけです。そのときに、

将校たちは「よけて通れ」と言うんですね。松井先生は「違う、突っ切れ、真ん中を突っ切れ」とそれを突っ切って——弱みを見せると追っかけられるということを知っているんですね。それで「突っ切れ」ということで、一番最初に日本に帰ってくるのができたよ。

日本海を渡らないかんですが、中国側の港に日本の船が泊まって待っていているわけです。そこに行くと、「髪を全部きれいにしなさい、ひげも全部そりなさい」と言うらしいんです。そのとき、松井先生は髪を伸ばして後ろで結んでいたらしいんですよ。ひげも、きれいなひげを伸ばしていたが、全部それを取ってしまったと。そうしたら、二十歳そこそこのこんな若者だったのかと、みんながびっくりしたという話でありました。

松井先生は言うんです。「若造であろうと、いざとなったときは、腹の据わった人間が表に出ていかなしょうがないとじゃ」と。あのままおったら、それこそソ連に抑留されておったんですよ。それが本当に松井先生の度胸というか勇気のおかげで、無事その部隊は帰ることができました。

本当に、自分だったらどうだろうかと思うと、自分じゃちょっとできないなと、とても自信がありませんが、しかし、明治維新のときには、ああいういざというときには、西郷隆盛みたいな、ああいう腹の据わった人間がやっぱり出てくるんだなと思うわけでありまして。

最初の知事の答弁のときにも、「今、パラダイムシフトだ、そういう時代だ」と言っておりましたよね。「新しい転換のときだ」と。こういうときに、やっぱり知事も本当に覚悟を持ってなさろうとしておるだろうと思うんですが、知事のその覚悟のほどを聞かせていただ

きたいと思います。

壇上の質問を終わります。(拍手)〔降壇〕
○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

現在、我が国は、経済社会のグローバル化や急速なデジタル化等に加え、未曾有の規模の自然災害や、今回のような新型コロナウイルスの発生など、予測困難な時代に直面しております。宮崎をはじめとした地方が、それらにどのように対応し、地域の魅力や特性を生かしながら、いかに次の世代に継承していくか、このことが今まさに問われているものと考えております。

このような中、知事である私に求められることは、前例のない事態や危機事象が発生した場合に、県民の間に広がる不安等を払拭するため、リーダーとしてぶれることなくしっかりと腹を決めて、明確なビジョンや戦略を示し、分かりやすくメッセージを届けること、目標を共有し断固実行すること、そして、結果に対してしっかりと責任を持つことであろうと考えております。

県庁組織をフル回転させ、その機能を十分発揮させるとともに、県議会の皆様をはじめ、国、市町村、関係機関などとの連携を深め、オール宮崎で取り組む体制づくりも大変重要であると考えております。

今、松井先生のエピソードについて御紹介をいただいたところであります。私も、松井先生に直接御指導をいただく機会も頂いたところでありますが、そのずっと伸びた背筋、その芯の強さ、大変感銘を受けたところでありますし、こうした先人により築かれた宮崎というものをしっかりと受け止めて、次の世代に託していかなければならない、改めてそのことを感じておるところでありまして、このような姿勢の下

で、今後とも、県民の皆様信頼される県政運営に全身全霊を尽くしてまいります。以上であります。〔降壇〕

○井本英雄議員 どうもありがとうございました。ひとつよろしく願いいたします。

次に、失われた30年についてであります。

1980年代は、「ジャパン・アズ・ナンバーワン」と言われた時代でありました。世界は日本の経営を見習えと言われた時代でありました。終身雇用・年功序列を中心とした家族主義的経営が称賛された時代でありました。

しかし、バブルがはじけて以来、失われた10年、20年、そして30年となりました。これまで、歴代内閣によって景気刺激策として幾多の財政投資がなされたものであります。今、日本の抱える1,000兆円もの借金は、その積み重ねであると言っても過言ではありません。日銀も、じゃぶじゃぶになるぐらい金融を緩めております。しかし、日本の経済はぴくりともしないのであります。このままでは、失われた30年が40年、50年となってしまうのではないかと、私は心配しております。

当時、世界トップ20の企業に日本の企業は14社入っております。今は1社も入っておりません。あのトヨタが20何位かに入っております。GDPも、世界の13.8%のシェアが今は6%、アメリカの2分の1だったんですが、今や4分の1になっております。個人のGDPで見ても、韓国よりは上ですけども、シンガポール、香港、台湾よりも、実は下になっております。やがてG7からも外されるときが来るのではないかと思います。

なぜ、日本は経済成長しなくなったのか。何か構造的な欠陥があるのではないかと。

私は、この壇上でも質問したことがあります

が、水野和夫さんが、「資本主義は成長の限界に来ている」という話をしました。確かに、先進国は2%台ぐらいの成長なんですね。しかし、日本はもっと低いんです、1%台。僅か1%の違いですけども、ずうたいがでかいんですよね。日本は500何十兆円のGDPですから、大体1%というとならば5兆何千億かになってしまふ。それが30年続くと、その倍、倍、倍になるわけですから、大きな差になっているわけでありまして。

この差の原因は一体何なのかということでもあります。これはどうも、日本の労働生産性が低いということが原因であると言われております。今、アメリカの70%ぐらいしかありません。

では、なぜ労働生産性が低いのか、問題はそこにあります。

これに対して、元内閣府事務次官の松元崇さんは、「労働力の流動性がないことが原因だ」と言っているんです。もっと砕いて言えば、「労働者を簡単に解雇できないことだ」と言っているんですよ。

バブルがはじけると同時に、世界はITを中心とするグローバル経済に入ってしまったわけでありまして。世界が1つの国のようになってしまったわけでありまして。資本も労働も、選択と集中の時代になったのであります。しかし、この選択と集中の激しい流れに、日本の経営体制がうまく適応できなかったことが原因であるというのであります。それは、労働力の流動性がなかったこと、つまり、労働者を簡単に解雇できなかったことが原因だと言っておるんであります。かつて日本の利点とされた終身雇用制を中心とする雇用をかたくなに守り通そうとする労働慣行に問題があると言っているんであります。

これには、私も実は驚きました。私はいつも、弱者を守らないかん、雇用を守らないかんと言ってきました。これが裏目に出ていたと、まさかそんなことがあろうとは思いませんでした。

じゃ、どうすればいいのか。雇用は守らなくていいのかといったときに、この松元さんは、スウェーデンモデルを挙げております。

スウェーデンは先進国であり、また福祉国家でありながら高成長を遂げております。人口減少も格差もありません。彼らの考え方は、「高成長なくして高福祉なし」と、これを20年かけて、1つのシステムをつくり上げたのであります。そのシステムは、大きな3つの柱でできております。これをゴールドトライアングルと言う方もおります。

このトライアングル、3つですから、その1つ目が何かというと、労働者の解雇が容易にできるということでありまして。これによって選択と集中のグローバリズム経済に適応させようということでありまして。しかし、解雇されても、福祉国家でありますからセーフティーネットがしっかりしている、これがトライアングルの2つ目でありまして。

そして3つ目は、解雇された人たちが、次を目指してキャリアアップできる教育がしっかりしている。大学の半分ぐらいの方たちが、社会に出て、そして戻ってきた人たちだということですね。次の仕事を目指してそういうキャリアアップすることができるようになっている。これは無料ですよ、もちろん。無料でできるようになっている。

これは、例えてみると、日本の企業で新しい生産部門をつくらうとするときに、今まで働いていた何人かを職場を辞めさせて、その人たち

に教育をして、そして、その新しい生産部門に就けるということ——あっていますよね、旭化成なんかでも、配置転換ということをやっていたと思うんですが——国家単位でスウェーデンはやっているわけですよ。松元さんは、これを目指せと言うわけでありまして。

欧米の雇用の在り方は、「ジョブ型」と言われております、御存じだと思います。こういう仕事があると、だからこういう仕事ができる人が来てくれというふうになっておるんですね。ですから、欧米では若年労働者に失業者が多いんですよ。そうですわ、まだ、仕事ができないから。仕事、そういうものができる能力がないから、若年失業者が多いと。

ところが日本は、「メンバーシップ型」と言われている。大学を——大学か高校かは知りませんが——出ると、全部それを、とにかく何をするか分からんけれども来いと、雇うわけですね。そして、県庁もそうでしょう、3年ごとぐらいにぐるぐる交代して、オールラウンドにいろんな仕事ができる。何でもできるかもしれんけど、プロフェッショナルには育っていない。その組織の中で生きることはできるけど、外に行くことはできない。これが、日本の「メンバーシップ型」と言われているわけでありまして。

ですから、欧米では産業別労働組合が、そして日本では企業別労働組合が発達しているというわけでありまして。

このような硬直した労働慣行のために、労働の流動性が乏しく、選択と集中が必要とされるグローバルな経済に適応することができなかつたというのであります。

加えて、そのため大企業では多くの社内失業者を抱えていると言われております。また、中

小企業の雇用も守らなければならないということで、生産性の低い中小企業を、国家が「雇用調整助成金」まで出して守っているというわけであり、このようなシステムや無駄が、日本の経済成長の足かせになっているというのであります。この労働慣行を、一度見直してみる必要があると言っております。実際、派遣社員という非正規雇用が増えていくのも、ここに大きな原因があると言われております。

日本のこのシステムを変えるには、大きな犠牲が必要でしょうし、強いリーダーシップが必要と思われ、スウェーデンも、20年もかけてこのシステムをつくり上げてきました。相当な痛みを伴ったようであり、

もとより、地方行政でできることではありませんけれども、このままでは日本が沈んでしまうのではないかと、私は心配しております。

知事は、「失われた30年」についてどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 「失われた30年」につきましては、専門家の方が様々な見解を示されております。決して、バブルの時代が正常であったかということ、必ずしもそうは思えないわけであり、失われた10年であったり20年であったり30年であったり、インパクトのあるキャッチフレーズではありますが、何にポイントを絞って議論するかが大変大事であり、今、議員から御指摘がありましたような、客観的なデータによりまして、国際的な競争力が低下した、その現実に向き合う必要があるかと考えております。

キャッチアップの時代を経て、大きな国家目標が曖昧になる中で、例えばデジタル化の遅れ

のように、様々な社会経済の変化に対応するスピード感とかチャレンジ精神、そういったものが失われているのではないかと、御指摘もなされているところであります。

また今、雇用制度についての御指摘、御理論が、表明をされたところであります。

日本経済のこれからの成長に必要な鍵の一つは人材であると、人材こそ日本の資源であると考えているところであります。

このため、我が国の大きな課題であります人口減少や人手不足の問題の解消が、一層求められております。女性や高齢者、外国人材の人的資源を最大限に生かしていくこと、また、その制度の在り方を見直していくことが重要であると、考えております。

また、人材不足の中で経済成長の引上げを図るためには、デジタル技術などの技術革新を促進し、企業の国際競争力を強化するとともに、そのための人材育成や教育というものも不可欠になってまいります。

現代は、予測困難な時代ではありますが、私は、こうしたことにしっかり取り組むことにより、まだまだ日本は国家としての成熟、また、成長というものを遂げていくことができるものと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

私は、人口がなかなか増えないのも、恐らく「失われた30年」のせいじゃないのかなと思っております。

今、人材の話をして、人材を育てること、何か育たない足かせが、この労働の流動性が低いことが足かせになっているんじゃないかと、著者も言っているわけであり、ありがとうございます。

次の、ベーシックインカムについてお聞きし

ます。

ベーシックインカムというのは、皆さん大体御存じだと思いますけど、定義というか、「政府が全ての人々に必要最低限の生活を保障する収入を無条件に支給する制度」ということになっております。既に、ヨーロッパなど幾つかの国が、小規模ですけど実験的に行っておりまして、来年度はドイツが、小規模ですが行うということになっております。

コロナ対策として、国は1人頭10万円ずつ渡したと。これは、本当にベーシックインカムをほうふつとさせたわけでありまして、このベーシックインカム、理論的な根拠や現実的根拠、あるいはメリット・デメリット、実はいろいろと論じられております。ヘリコプターマネーと言う人もいるぐらい、いろいろ言われております。

そのメリット・デメリットをたくさん言うのも、ここは避けて、私は、「失われた30年」に対処するための方法として、これを考えてもいいんじゃないのかなという提案であります。

簡単に言えば生活が安定する。毎年、額がどのくらいになるか分からんのですけれども、とにかく生活が安定したときに、新しい仕事に挑戦する、新しいキャリアアップするための学習に挑戦するとか、そういう労働の流動性を、これによって起こすことができるんじゃないかと。

特に日本人は、やっぱり自分の経済が安定していないと、新しいものに挑戦するという気が起こるような民族じゃないんじゃないかと、私は思うんですよ。だから、本当に経済が安定してこそ、自分の生活が安定してこそ、新しい仕事に挑戦することができるんじゃないかと。そういう意味で、このベーシックインカムを真剣

に考えてみたらどうだという提案であります。

今、多くの識者が、このベーシックインカムを説き始めております。それこそ新自由主義者の旗手でありました竹中平蔵なんかもベーシックインカムをやれと。あのホリエモンなんかもやれと、こう言っておるんですね。

これは、県だけでできる話じゃないんですけど、今後は、ベーシックインカムを射程距離に入れて、この「失われた30年」に臨むということもあっていいんじゃないかなと思ひまして質問にしたわけですが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) ベーシックインカムの導入につきましては、御指摘のとおり、貧困や格差の解消のほか、収入を気にする必要がなくなり、充実感のある社会活動が促進されるなどのメリットがあるとされる一方で、必要となる多額の財源をどう確保するかということとか、就労意欲の低下を招くのではないかと、他の社会保障制度との調整など、検討すべき課題も多いとされております。

私自身は、人間の本質に鑑みますと、どちらかというともデメリットのほうが気になる状況ではありますが、この制度が社会経済活動の継続や発展にどのように結びついていくのか、大変関心を持っているところでありまして、今後、ヨーロッパの社会実験の結果を踏まえた動きや、国内でどのような議論がなされていくかなど、その動向を注視してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

次は、新型コロナウイルス感染防止に係る質問をしたいと思います。

ベストセラー「生物と無生物の間」という本がありました。これはもう20年ぐらい前です

か、福岡伸一さんという人が書いた本でありました。この福岡伸一さんが、面白いことを言っているんですね。

皆さんは、ウイルスはいつ頃生まれたと思いますか。皆さんどう思いますか、いつ頃生まれたのか。これは、高等生物が生まれてから出てきたんです。というより、実は高等生物から出てきているんですよ。高等生物の分身なんですね、このウイルスというのは。ウイルスは恐らくたくさん種類があると思います。全部その高等生物の分身。

そして、このウイルスが近づいてくると、我々の体は、拒否反応するんじゃないんです、来てくれ来てくれと言うんですね。不思議でしょう。招き入れるそうですよ、我々の細胞は。

何でそんなことをするのかというところ——これは福岡伸一さんが言っているんですよ——人間の進化のためであると。この遺伝情報は、親から子へ、孫へと垂直に伝わっていくわけですよ。ところが、このウイルスは、種を超えて水平に影響してくるわけですから、伝えようとしてくるわけですよ。そういうふうにして進化を図ろうとしているんだと、福岡伸一さんは言うわけがあります。

だから、福岡伸一さんは、「もう無駄な抵抗はやめなさい」と言っておりますが、今、「マスクはするな」という運動を、世界のどこかでやっておりますよね。恐らく、こんな理論を根拠にしているんじゃないのかなと思いますけど——これは余談でありますからね。

質問に入ります。知事は、飲食店等に対し休業要請を行いました。その際の協力金の根拠は、どのような法的根拠に基づくものだったのか、お聞かせください。福祉保健部長にお伺い

します。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 協力金につきましては、補償ではなく、休業要請の協力を奨励するものであり、休業した事業者に対する補償は、法律上、制度化されておられません。

県では、2度の休業要請に係る協力金については、要請への取組を促進するために必要であると判断をしまして、議会の御理解の下、支出したものであります。

しかしながら、補償という観点から、制度的な支援が設けられることは重要でありますので、国の責任において検討がなされるよう、引き続き、あらゆる機会等を通じて国に働きかけてまいります。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

和歌山県では、独自の基準でPCR検査を実施していますが、本県でもこれと同じことをやろうと思えばできたのか、お聞かせください。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） PCR検査につきましては、議員御指摘の和歌山方式では、本年2月から、院内感染対策という観点から、濃厚接触者や職場関係者など感染の可能性がある人全員を検査していたものです。

現在、本県では、国の基準に基づきつつ、必要な検査は十分に行う考えであり、検査対象につきましては、発熱や風邪のような症状がある方で医師が必要と判断した方、感染者の濃厚接触者、感染者のその他の接触者で保健所が必要と判断した方など、基本的に新型コロナの感染が疑われる方です。

県では、感染者を早期に把握するため、クラスターが発生した場合、施設の利用者が特定できない場合、医療機関や高齢者施設等で感染者が発生した場合などには、民間検査機関への委

託も活用して、1日最大493件の実施も含め、必要な検査を幅広く実施しているところであり、御指摘の和歌山方式に近い形とも考えられると考えております。

今後、必要十分な検査の実施に努めてまいります。

○井本英雄議員 ありがとうございます。次の質問に入ります。

中国では、アリババやテンセントが集めた個人情報を利用して、コロナウイルスを封じ込めることに成功しました。人権については全く配慮がありません。緊急事態の場合は、このくらいのは仕方がないと考える風潮が生まれてくるのではないかと心配しているんですが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 個人の尊厳を確保し、基本的人権を尊重するためには、個人情報の保護は大変重要であると考えております。

近年は、高度に発達した情報化社会におきまして、個人情報の保護のより一層の確保を図るため、従来の、いわゆるプライバシー権をより能動的・積極的に理解し、誰にどこまで情報を公開するか、自分自身が決定をする「自己情報コントロール権」といった概念も唱えられているところでもあります。

こうした権利は、公共の福祉との関係においても最大限尊重されるべきものであり、みだりに制限することは厳に慎むべきものと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

現在、いろんなところに防犯カメラが設置してあります。勝手に個人の行動を撮影しているわけですが、一頃言われた肖像権の問題は一体どこにいったのかと、疑問に思うほどであります。

そのような中、先日、都城市と都城警察署の間で、「公用車ドライブレコーダーの映像等提供に関する協定」が結ばれました。つまり、都城市で撮ったドライブレコーダーを警察に提供するというものであります。警察が、裁判所の許可なく個人の行動を撮影することはできません。しかし、それに代わって都城市がやるというのはおかしなことであります。

そこで、協定の内容では、個人のプライバシーを守るようになっているのか、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長(阿部文彦君) このたび締結しました協定は、都城市が管理する公用車に設置されたドライブレコーダーの映像等の提供に係る協力事項を定め、都城警察署の捜査活動に活用することで、犯罪や交通事故等の防止を図り、安全で安心なまちづくりを目的とするものであります。

映像等の警察への提供につきましては、都城市において、プライバシーの確保が明記された管理運用規定が定められております。

この規定に基づき、警察では、犯罪や交通事故が発生した場合、事件の早期解決を図るため、法令の手続に従って、映像等の提供を受けるものであります。

提供を受けた映像等につきましては、個人のプライバシーに関する情報であることに配慮して、適正な活用に努めてまいります。

○井本英雄議員 ありがとうございます。それでは、教育問題に入ります。

21世紀のエリート大学としてカリフォルニアに設立された、ミネルバ大学というものがあります。超難関で、ハーバード大学を辞めて行く人もいるそうです。キャンパスを持たず、全寮制で7つの都市を移動します。授業は全てオン

ラインによるそうであります。

ところで、このオンライン授業が、コロナ対策で大きく浮上してきました。先日は右松議員も取り上げたところであります。

このオンライン授業をいち早く利用しているところがあります。東進予備校であります。ここでは全国ネットになっておりまして、1人のスーパー・ウルトラ先生が講義するのを全国に配信するわけであります。

では、現場の先生は何をするのかというと、生徒たちがそれを見て本当に理解したのかという復習・確認というのが、現場の先生の役目だそうでありまして、今後、オンライン授業が普通になれば、現場の先生たちの仕事も、求められる役割が随分変わるのが予想されます。今のうちから研究しておくべきではないかと思うのでありますが、教育長のお考えをお聞かせください。

○教育長（日隈俊郎君） オンライン学習が導入されることにより、生徒個人の能力に応じた学習内容を提供したり、外部の専門家と映像で結んだりするなど、さらに多様な学習を展開することができるものと考えております。

そのためには、教員は、オンライン学習において、情報機器の利用についてのサポートを行うだけでなく、効果的・効率的に学習の深化（深い理解）を図るために、これまで以上に、生徒の実態等に応じた学習内容の理解や定着に向けてきめ細かな支援を行うことが必要となります。

また、多様な学習を展開するために、幅広く情報を収集し、外部の人材や様々な学習教材等を調整して活用していく役割も重要になると考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

次に、習得主義に基づく学習評価の方法についてお伺いいたします。

新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」いわゆるアクティブラーニングが提唱されております。そして、この評価の基本的な考え方として、「履修主義」から「習得主義」への転換がうたわれています。

埼玉県では、同じ生徒を長期間追跡して、生徒の「変化」を捉えようとしているようです。我が県における評価の方法はどのようなものか、お聞かせください。教育長、お願いします。

○教育長（日隈俊郎君） お話にありました「主体的・対話的で深い学び」の授業実践では、単に知識・技能を習得するだけでなく、ほかの学習との関連づけや日常生活での活用もできる思考力・判断力・表現力等の育成も目指しております。

そのため、学習評価も、ペーパーテストのみならず、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合いなどの多様な活動に対して、「ルーブリック」と呼ばれる評価基準表などを用いまして、到達目標における児童生徒一人一人の到達度をはかる多角的・多面的な評価の実施に向け、取り組んでいるところであります。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

我が県は、2年連続して幸福度ランキング日本一になりました。誇らしいことでもあります。しかし、なぜかあまり宣伝しないようであります。もっと宣伝してもよいような気がするんですが、自分の県に誇りを持たせるためにも、学習のときにこれを取り入れるようなことはできないのか、教育長、お願いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 議員御指摘のとおり、本県が2年連続幸福度ランキング全国1位

であることは、県民として誇れるものであると思います。

幸福度のほかにも、本県には、「優しい人の多さ自慢」であるとか、「将来の夢や目標を持っている小学生」など、全国ランキング上位の指標がたくさんあります。それらを総じて「ゆたかさ指標」として、県としてまとめているところがございます。

学校におきましては、本年度から、「ゆたかさ指標」を掲載した社会科副読本を小学校4年生に配付しまして、授業で活用するとともに、高千穂町上野小学校であるとか、あるいは飯野高校では、この指標を通して本県のよさを考える公開授業を計画しております。

県教育委員会といたしましては、関係部局と連携を図りながら、本県の誇るべき幸福度の高さや豊かさを実感できる取組について、さらに広げてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

次に、「フォーカシング」についてお聞きいたします。

私は、以前にも「マインドフルネス瞑想」を提案しましたがけれども、このフォーカシングは、マインドフルネス瞑想の続きみたいなものであります。

人の苦しみには、いろんな苦しみがあるんですが、アドラーという心理学者が言うておりますけれども、人の苦しみのほとんどは人間関係であると、他人との関係であると言うております。哲学者の永井均さんは、「他人について言える全てのことは、結局のところ、他人がどう思っているかについて、自分がどう思っているかだけである」何を言っているか分かりましたか。つまり、他人がどう思おうと、自分がそれをどう判断するかだけが問題であるというんで

すね。

この判断のことを、認知行動療法では「認知」というんですね。この認知の仕方によって、苦しみが生まれたり生まれなかったりするんですね。このことが分かると、自然と自分の認知の在り方を客観的に眺められるようになる。それが認知行動療法のいいところなんですね。

実は、マインドフルネス瞑想というのも同じ原理なんですよ。自分の心を認知する、よく眺める、観察するというのがマインドフルネス瞑想です。それで、結局、自分の苦しみが、何で苦しんでいるのかというのがよく分かるということですね。

実は、この「フォーカシング」というのは、それをもう一步進めたものでありまして、自分で何も考えないで認知しなけりゃ一番いいんだけども、ところがやっぱり、見た瞬間に苦しみが湧き出る、いわゆるトラウマみたいなものが人間にはあるわけですね、そういう苦しみ。それを消してしまおうというのが、実はこのフォーカシングなんですね。

ここで本当は実演したいところだけど、時間がないので、私もちょっとやってみて、なかなか効果があるなと思いましたが、ぜひともメンタルヘルス対策として、研修会等で取り上げていただけないかという提案であります。総務部長のお考えをお聞かせください。

○総務部長（吉村久人君） 多様化かつ高度化する行政ニーズに的確に対応した県政運営を行っていくためには、職員一人一人が心身共に健康であることが大変重要であると認識しております。

このため県では、職位や年齢層に合わせたメ

ンタルヘルスに関する研修を実施しているところでもあります。

その中で、以前、議員から御提案のありましたマインドフルネスについても、ストレスマネジメントの手法として取り入れているところでもあります。

御質問にありましたフォーカシングは、体を感じる違和感など、微妙な感覚に焦点を合わせ言葉やイメージにすることで、精神的不調の解消に効果があると伺っておりますので、この手法につきましても、研修テーマの一つとして研究してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

漁業のIQ化についてお聞きいたします。

70年ぶりに漁業法が大改正されましたが、それに伴う県の対応についてお聞かせください。農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長(大久津 浩君) 本年12月に施行される改正漁業法は、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させることを目的としております。

この法改正に伴う県漁業調整規則の改正や資源管理方針の策定によりまして、新規参入の促進や生産力の向上が図られるほか、海区漁業調整委員が公募制となることにより、幅広い意見を踏まえた、漁場のより有効な利用が期待されるところでございます。

県としましては、この法改正の趣旨を踏まえて、次期水産業・漁村振興長期計画を策定し、新たな許可制度や資源管理システムの導入などにより、本県水産業の成長産業化の実現に向けまして、しっかり取り組んでまいります。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

それで、今度導入されるIQ方式について、その進捗状況についてお伺いします。よろしく

お願いします。

○農政水産部長(大久津 浩君) 改正漁業法におきましては、資源管理の強化のため、漁獲量の上限を定めます漁獲可能量制度の対象魚種を拡大しますとともに、漁獲可能量を漁船ごとに割り当てて管理するIQ方式を導入していくこととされております。

このIQ方式は、過剰な漁獲競争と設備投資を抑制し、計画的な操業を可能とすることと期待されておりますので、特定の魚種を対象とし、漁船ごとの漁獲量を迅速に把握できる大臣許可漁業から先行して導入されることとなっております。

県としましては、大臣許可漁業への導入状況を注視しつつ、多様な魚種を漁獲している本県漁業への導入につきましては、関係漁業者等の意見も伺いながら、検討してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 このIQ化は本当に望まれてできた制度でありますので、ぜひともひとつ、うまく導入をお願いしたいと思います。

最後に、地元の課題についてお伺いしたいと思います。

安賀多通線構口工区の進捗状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(明利浩久君) 安賀多通線構口工区につきましては、渋滞対策や通学路の安全確保のため、延岡警察署交差点から南延岡駅前交差点までの970メートル区間を、平成27年度から都市計画事業により整備を進めております。

進捗状況につきましては、令和2年度当初予算の9億円を含めまして、事業費ベースで約5割となっております。

今年度は、引き続き用地買収を進めますと

もに、延岡警察署側の一部区間において、当工区で初めてとなります工事に着手する予定であります。

県としましては、今後とも、必要な予算確保に努めるとともに、関係機関とも連携し、地元の皆様の御協力をいただきながら、事業の進捗に努めてまいります。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

北方の3つの県道、檜原細見線、板上曾木線、上祝子綱の瀬線の進捗状況について、県土整備部長、お願いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） お尋ねの、県道3路線の進捗状況についてであります。

まず、檜原細見線につきましては、細見工区としまして冠水対策を進めております。全体延長860メートルのうち、これまでに約300メートルを供用し、今年度末には、さらに約400メートルを供用する予定であります。

次に、板上曾木線につきましては、三椏工区の約3.5キロメートル区間、15の整備箇所のうち、これまでに6か所において、測量や設計、用地買収を進めてきたところでありまして、今年度、一部工事にも着手することとしております。

最後に、上祝子綱の瀬線につきましては、下鹿川工区の約2.1キロメートル区間、12の整備箇所のうち、8か所において、測量や設計等を進めているところであります。

引き続き必要な予算の確保に努め、早期整備を図ってまいります。

○井本英雄議員 よろしくお願いたします。

沖田地区の圃場整備の進捗状況について、農政水産部長、よろしくお願いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 沖田地区は、延岡市有数の水田地帯であります。農地

の区画や農道が狭く、大型機械の導入が困難なことや、大雨の際に排水不良による湛水被害が発生しているため、長年、圃場整備を要望されていた地域でございます。

今回、当地域の核となる担い手への農地集積の意向がまとまったことから、全体で131ヘクタールのうち、本年度32ヘクタールが、国庫補助事業に採択されたところでございます。

整備計画では、作付品目に応じた農地のゾーニングを行い、タマネギなど高収益作物の導入による農業所得の向上を図る営農構想を策定しておりまして、県としましては、延岡市や土地改良区などの関係機関と連携しながら、その構想の実現に向けまして、残る区間の早期採択や、一刻も早い工事完成に取り組んでまいります。

○井本英雄議員 よろしくお願いたします。ありがとうございます。

最後に、長浜海岸について一言。

我々、5人の延岡市の県会議員が、国土交通省の所長室に呼ばれて話をしたんですが、とにかく、もう5月に砂を取る許可を出したと言うんですね。そのときの許可条件として、県の意見を聞くということで、県の意見を聞いたから、県は、長浜海岸は安定しているんだと言うから、我々は仕方なく出しましたと言っておるんですよ。本当に、我々が見ても、どう見ても安定しているとは思えない。それを、県がああいうことを言うものだから、国が出したということになっておりますので、ひとつ、今後よく検査して、そういう意見は言っていただきますように、よろしくお願いします。私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎議長 以上で一般質問は終わります。

した。

○丸山裕次郎議長 次に、今回提案されました議案第1号から第18号まで、報告第1号及び第2号の各号議案を一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

◎ 議案第17号及び第18号採決

○丸山裕次郎議長 まず、教育委員会委員の任命の同意についての議案第17号及び第18号について、お諮りいたします。

両案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第17号及び第18号について、一括お諮りいたします。

両案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、両案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第16号まで、報告第1号、第2号及び請願委員会付託

○丸山裕次郎議長 次に、議案第1号から第16号まで、報告第1号、第2号の各号議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日16日から24日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、25日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び決算議案の上程であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時33分散会